

我が国防衛意識の現状と今後の課題

自分の国は自分で守ろう



全国防衛協会連合会

我が国防衛意識の現状と今後の課題

はじめに

防衛協会は発足以来「防衛意識の高揚を図り防衛基盤の育成強化に寄与する」ことを活動の柱の一つに据え、講演会・講話・部隊研修等の機会を重ね地道な努力を続けてきている。

幸い内外情勢の変化、政府・自衛隊の活動実績に対する国民の評価の高まりもあり、国民の防衛意識も徐々にではあるが着実に改善されつつあるといえる。しかし、「自国に対する誇り」、「戦争が起こったら国のために戦うか」といった核心的面についてみると、他国に比し極端に低いというのも、また事実である。

戦後60年以上を経た現在、我が国を取り巻く安全保障環境は、固有の領土である竹島、北方領土にそれぞれ韓国、ロシアの大統領が軌を一にして上陸、既成事実の固定化を進める一方、新たに尖閣諸島への中国による領海侵入、領空侵犯の常態化等々、かつてない厳しさを加えており、安全保障に関する国民の関心も同様にかつてない深まりを見せている。また、韓国や中国との間の歴史認識の違いによる外交関係の摩擦も顕在化してきている。

このような時期に改めて我が国の防衛意識の現状を見つめ直し、他国に比べ何故これほど低いのか、何故その浸透にもどかしさを感じるのか、そのよってきたる要因を分析し、その上に立って、今後、防衛意識の高揚を図る上で留意しておかなければならない我が国の課題といった点について考慮しておくことは意義あることといえる。このため、今回の調査研究のテーマとして「我が国防衛意識の現状と今後の課題」を取り上げたものである。

目次

はじめに

1 世論調査からみた我が国防衛意識の現状

- (1) 自衛隊・防衛問題に関する関心
- (2) 日本が外国から侵略される危険性、その場合の態度
- (3) 国を愛する気持ちの程度、国を守るという気持ちの教育の必要性

2 防衛意識の現状に影響を与えている歴史的背景

- (1) 戦前における防衛意識の醸成
- (2) 占領統治による精神構造の変革

3 今後の課題

- (1) 日本国民としての誇りと自覚の回復
 - 一歴史・伝統・文化及び道徳的価値観の再認識
- (2) 教育改革の推進
- (3) 憲法改正

おわりに

参考1：各時代における国を守る気概、愛国心涵養の内外環境の変化（近・現代）

参考2：各国の愛国心の特徴

（作成：平成26年7月現在）

表紙写真：我孫子市遠藤君子氏提供

1 世論調査から見た我が国防衛意識の現状

出典1：世論調査報告書「自衛隊・防衛問題に関する世論調査」（平成25年2月調査：内閣府大臣官房政府広報室）

出典2：世論調査報告書「社会意識に関する世論調査」（平成24年1月調査：内閣府大臣官房政府広報室）

(1) 自衛隊・防衛問題に関する関心

自衛隊や防衛問題に関心があるか聞いたところ、「関心がある」とする者の割合が69.8%（「非常に関心がある」16.0%+「ある程度関心がある」53.8%）、「関心がない」とする者の割合が29.2%（「あまり関心がない」24.3%+「全く関心がない」4.9%）となっている。

前回の調査結果（平成21年1月「自衛隊・防衛問題に関する世論調査」の調査結果をいう、以下同じ）と比較して見ると、「関心がある」（64.7%→69.8%）とする者の割合が上昇し、「関心がない」（34.4%→29.2%）とする者の割合が低下している。

性別に見ると、「関心がある」とする者の割合は男性で、「関心がない」とする者の割合は女性で、それぞれ高くなっている。年齢別に見ると、「関心がある」とする者の割合は50歳代、60歳代で、「関心がない」とする者の割合は20歳代、30歳代で、それぞれ高くなっている。（図1）

（参照：出典1の図1、図2）

図1 自衛隊や防衛問題に対する関心

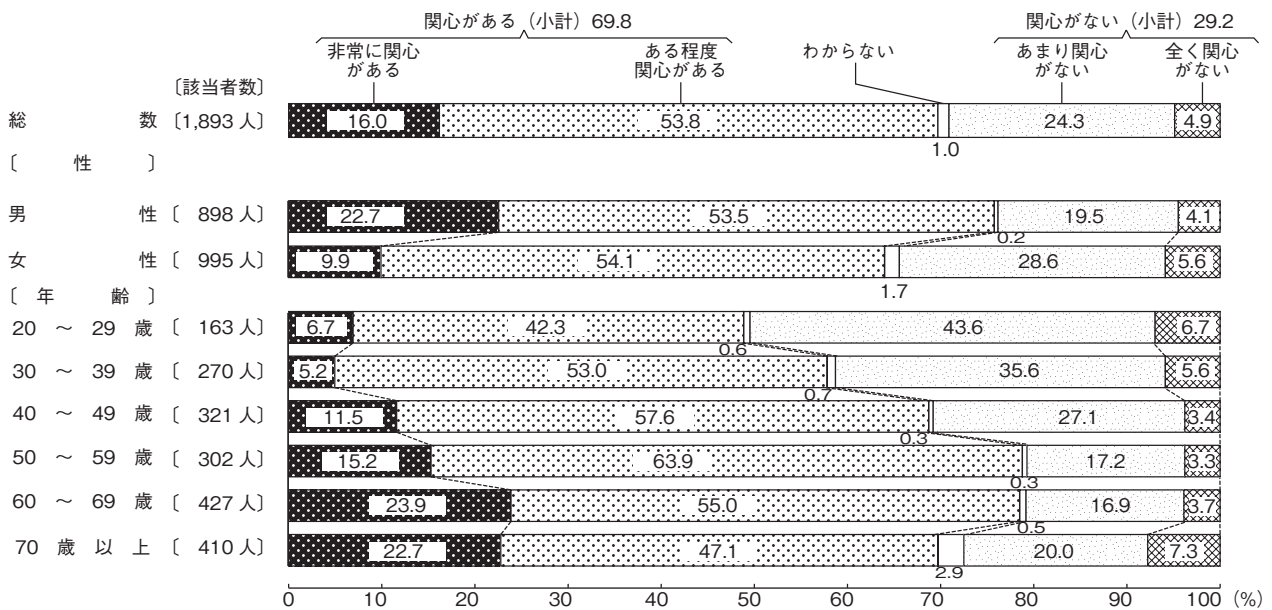
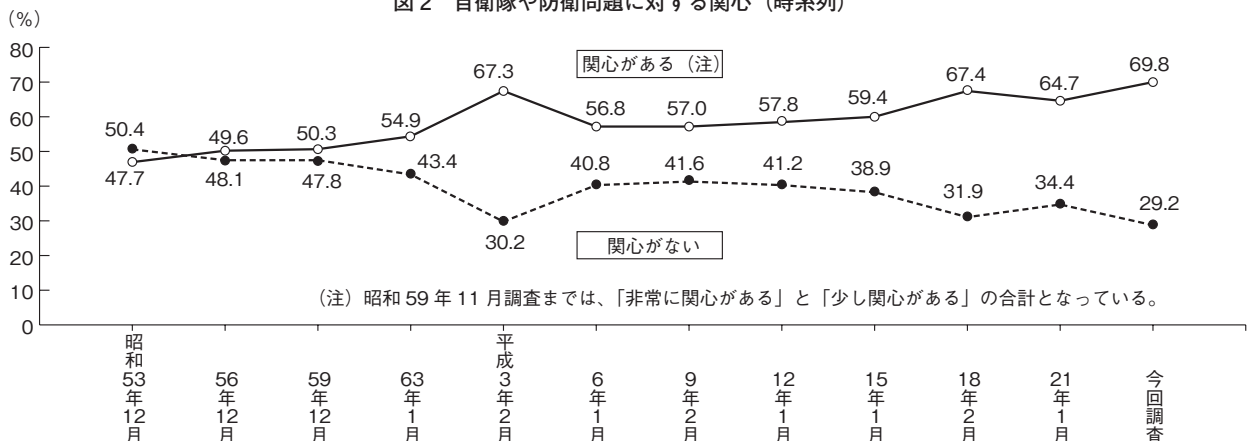


図2 自衛隊や防衛問題に対する関心（時系列）



ア 自衛隊や防衛問題に関心がない理由

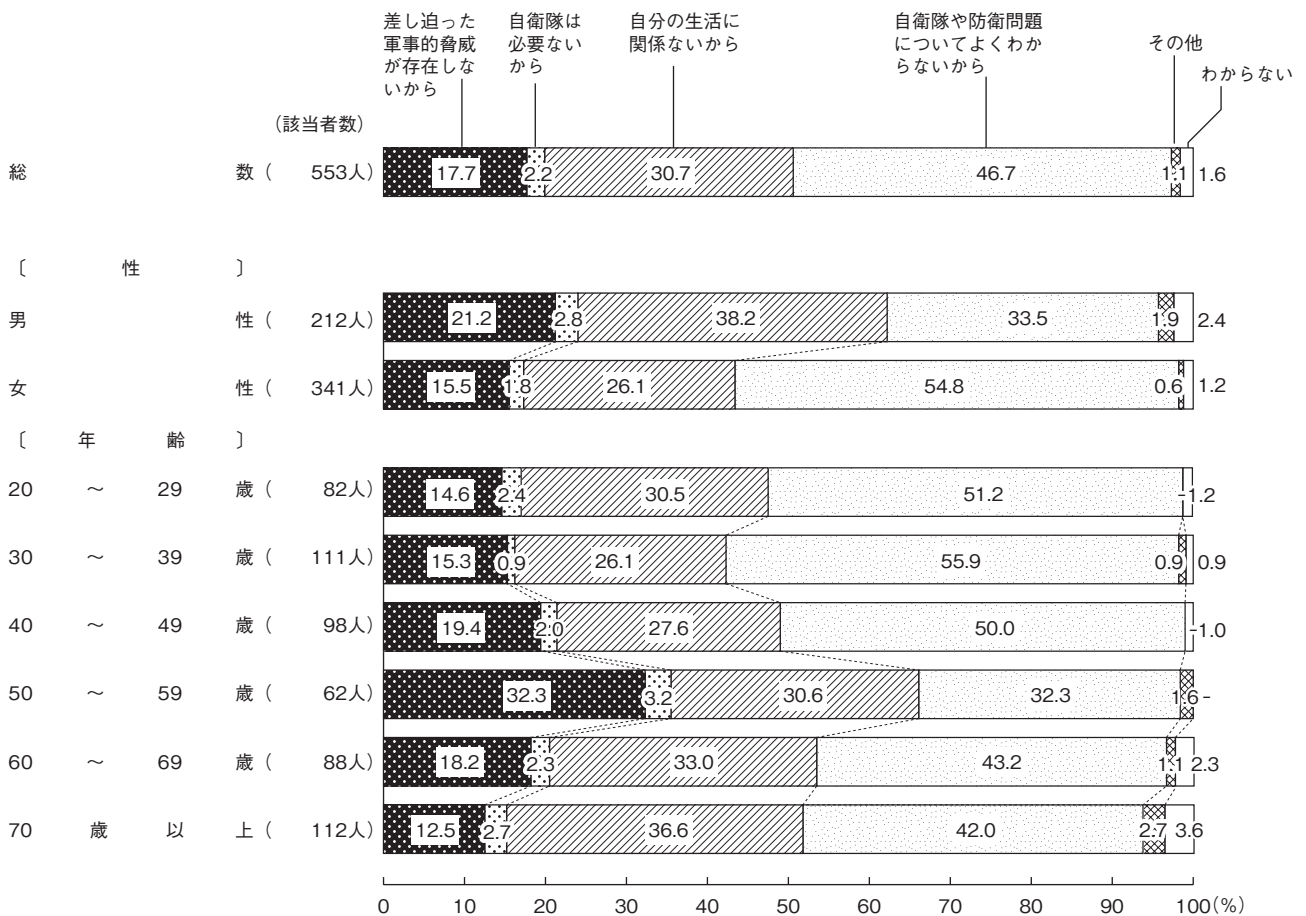
自衛隊や防衛問題に「あまり関心がない」、「全く関心がない」と答えた者（553人）に、その理由を聞いたところ、「差し迫った軍事的脅威が存在しないから」と答えた者の割合が17.7%、「自衛隊は必要ないから」と答えた者の割合が2.2%、「自分の生活に関係ないから」と答えた者の割合が30.7%、「自衛隊や防衛問題についてよくわからないから」と答えた者の割合が46.7%となっている。

前回の調査結果と比較して見ると、「自衛隊や防衛問題についてよくわからないから」（39.3%→46.7%）と答えた者の割合が上昇している。

性別に見ると、「自分の生活に関係ないから」と答えたものの割合は男性で、「自衛隊や防衛問題についてよくわからないから」と答えた者の割合は女性で、それぞれ高くなっている。年齢別に見ると、「差し迫った軍事的脅威が存在しないから」と答えた者の割合は50歳代で、「自衛隊や防衛問題についてよくわからないから」と答えた者の割合は30歳代で、それぞれ高くなっている。（参照：出典1の図4）

図4 自衛隊や防衛問題に関心がない理由

（自衛隊や防衛問題に「あまり関心がない」、「全く関心がない」と答えた者に）



イ 自衛隊が存在する目的

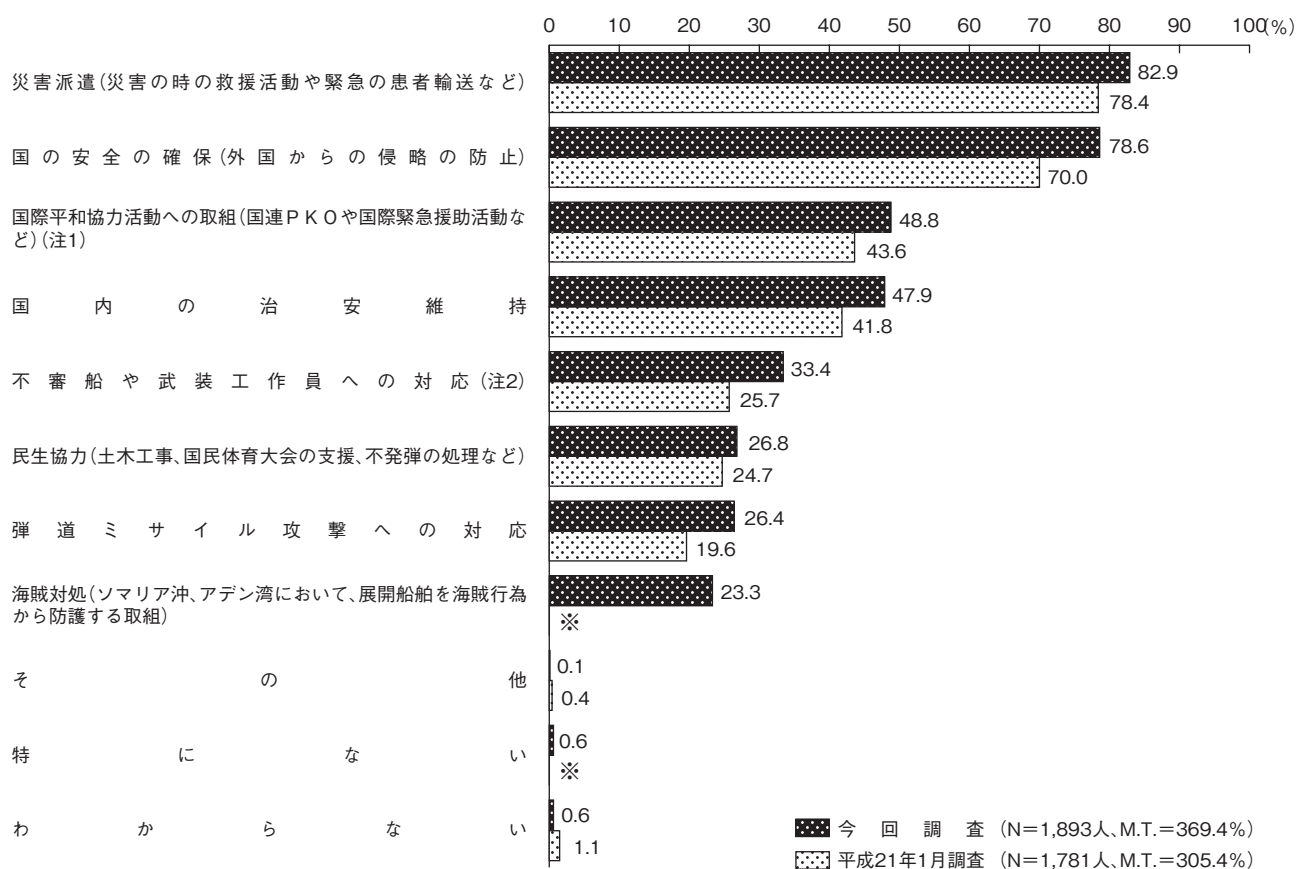
自衛隊には各種の任務や仕事を与えられているが、自衛隊が存在する目的は何だと思うか聞いたところ、「災害派遣（災害の時の救援活動や緊急の患者輸送など）」を挙げた者の割合が82.9%、「国の安全の確保（外国からの侵略の防止）」を挙げた者の割合が78.6%と高く、以下、「国際平和協力活動への取組（国連P K Oや国際緊急援助活動など）」（48.8%）、「国内の治安維持」（47.9%）などの順となっている。（複数回答、上位4項目）

前回の調査結果と比較して見ると、「災害派遣（災害の時の救援活動や緊急の患者輸送など）」（78.4%→82.9%）、「国の安全の確保（外国からの侵略の防止）」（70.0%→78.6%）、「国際平和協力活動への取組（国連P K Oや国際緊急援助活動など）」（43.6%→48.8%）、「国内の治安維持」（41.8%→47.9%）を挙げた者の割合が上昇している。

性別に見ると、「国内の治安維持」を挙げた者の割合は女性で高くなっている。年齢別に見ると、「災害派遣（災害の時の救援活動や緊急の患者輸送など）」、「国際平和協力活動への取組（国連P K Oや国際緊急援助活動など）」を挙げた者の割合は40歳代で、「国の安全の確保（外国からの侵略の防止）」、「国内の治安維持」を挙げた者の割合は50歳代で、それぞれ高くなっている。（参照：出典1の図10）

図10 自衛隊が存在する目的

（複数回答）



(注1)平成21年1月調査では、「国際平和協力活動への取組(国際社会の平和と安全のための活動)」となっている。

(注2)平成21年1月調査では、「不審船・武装工作員への対応等)」となっている。

(2) 日本が外国から侵略される危険性、その場合の態度

ア 日本が外国から侵略される危険性

現在の世界の情勢から考えて日本が戦争を仕掛けられたり戦争に巻き込まれたりする危険があると思うか聞いたところ、「危険がある」とする者の割合が72.3%（「危険がある」27.3% + 「どちらかといえば危険がある」45.1%）、「危険はない」とする者の割合が22.0%（「どちらかといえば危険がない」17.2% + 「危険はない」4.9%）となっている。

前回の調査結果と比較して見ると、「危険がある」（69.2%→72.3%）とする者の割合が上昇し、「危険はない」（25.8%→22.0%）とする者の割合が低下している。

「どちらかというとい危険がない」、「危険はない」と答えた者（417人）に、どうしてそう思うのか聞いたところ、「日米安全保障条約があるから」を挙げた者の割合が52.5%、「国連が平和への努力をしているから」を挙げた者の割合が49.4%と高く、以下、「戦争放棄の憲法があるから」（34.5%）などの順となっている。（複数回答、上位3項目）

前回の調査結果と比較して見ると、「日米安全保障条約があるから」（45.0%→52.5%）、「国連が平和への努力をしているから」（32.2%→49.4%）を挙げた者の割合が上昇している。（参照：出典1の図26、図28）

図26 日本が戦争に巻き込まれる危険性

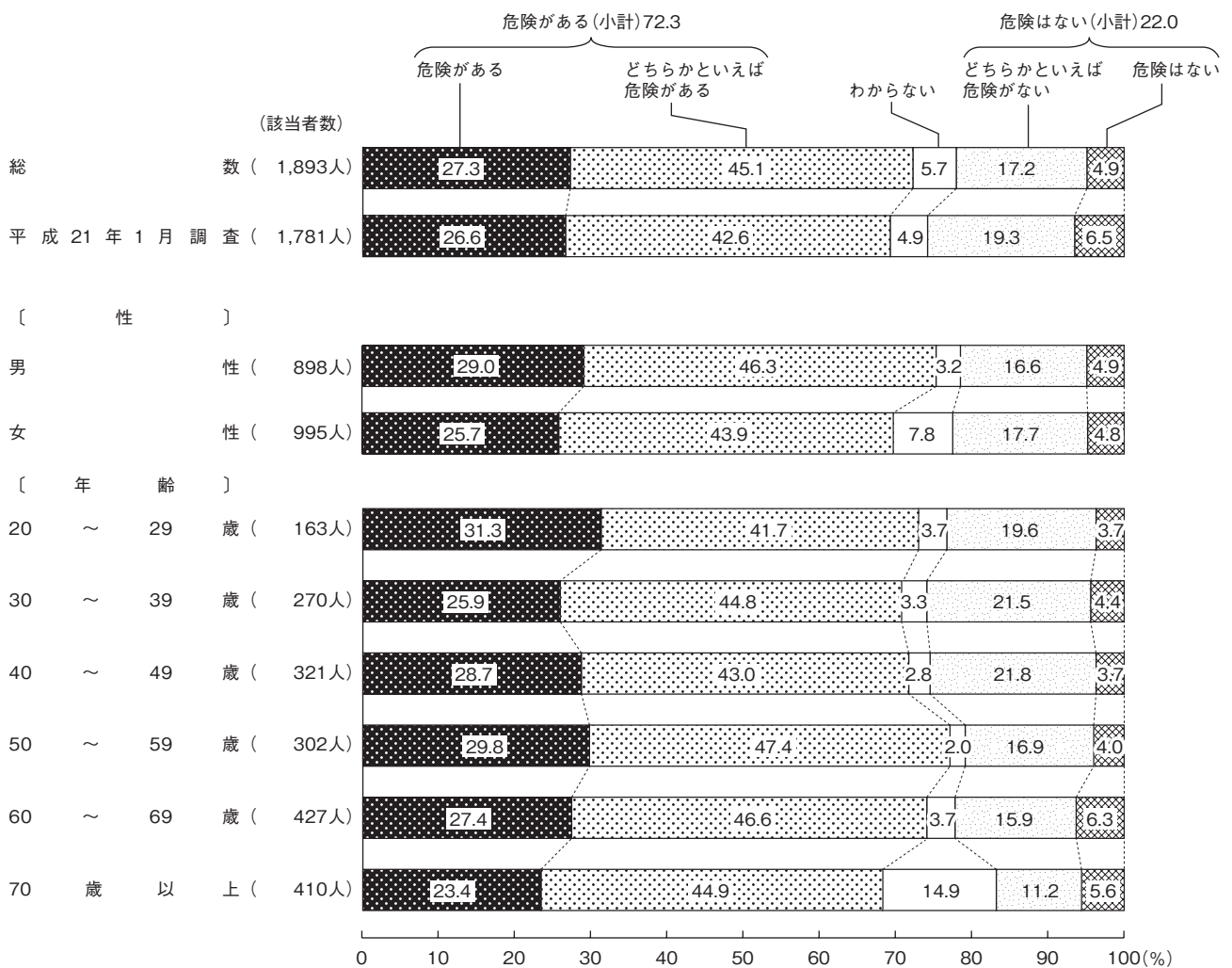
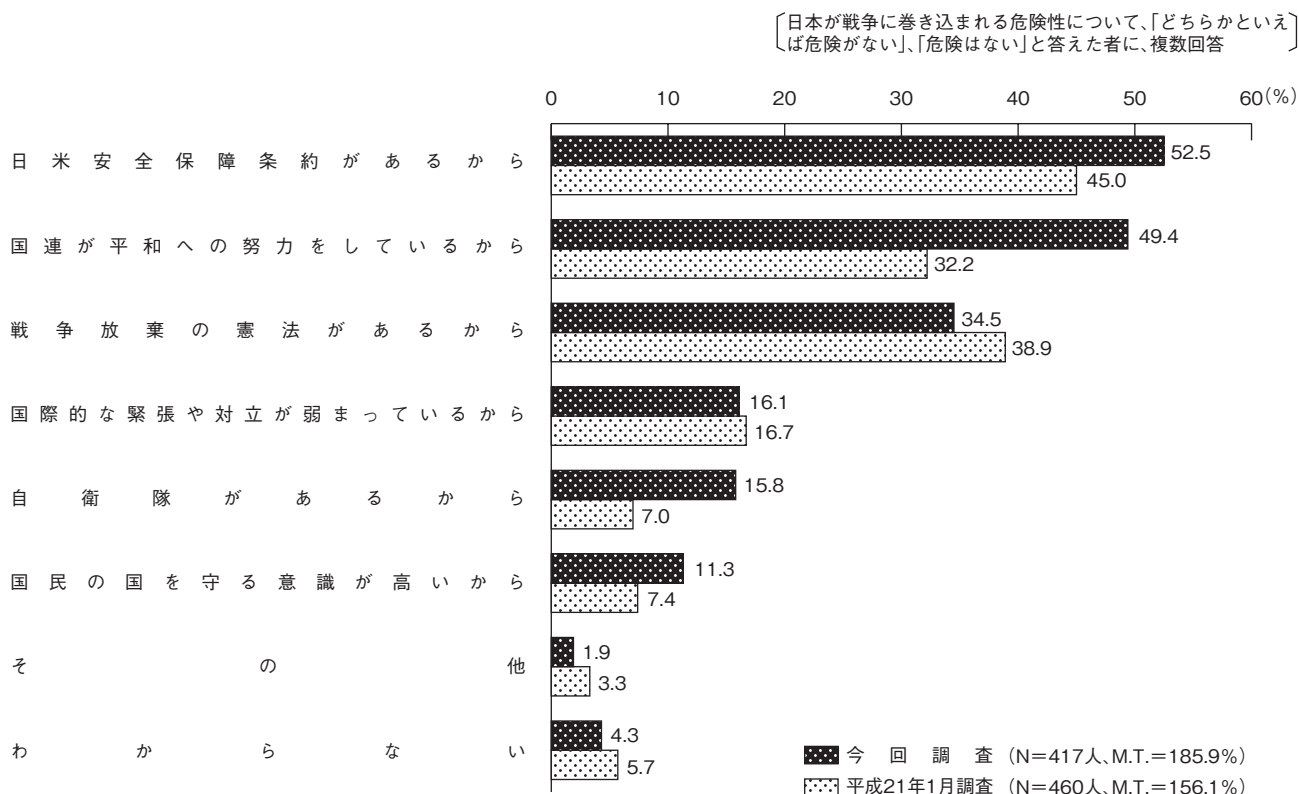


図28 日本が戦争に巻き込まれる危険がないと思う理由



イ 外国から侵略された場合の態度

もし日本が外国から侵略された場合、どうするか聞いたところ、「自衛隊に参加して戦う（自衛隊に志願して、自衛官となって戦う）」と答えた者の割合が6.6%、「何らかの方法で自衛隊を支援する（自衛隊に志願しないものの、あらゆる手段で自衛隊の行う作戦などを支援する）」と答えた者の割合が56.6%、「ゲリラ的な抵抗をする（自衛隊には志願や支援しないものの、武力を用いた行動をする）」と答えた者の割合が2.2%、「武力によらない抵抗をする（侵略した外国に対して不服従の態度を取り、協力しない）」と答えた者の割合が18.9%、「一切抵抗しない（侵略した外国の指示に服従し、協力する）」と答えた者の割合が4.8%となっている。なお、「わからない」と答えた者の割合が10.3%となっている。

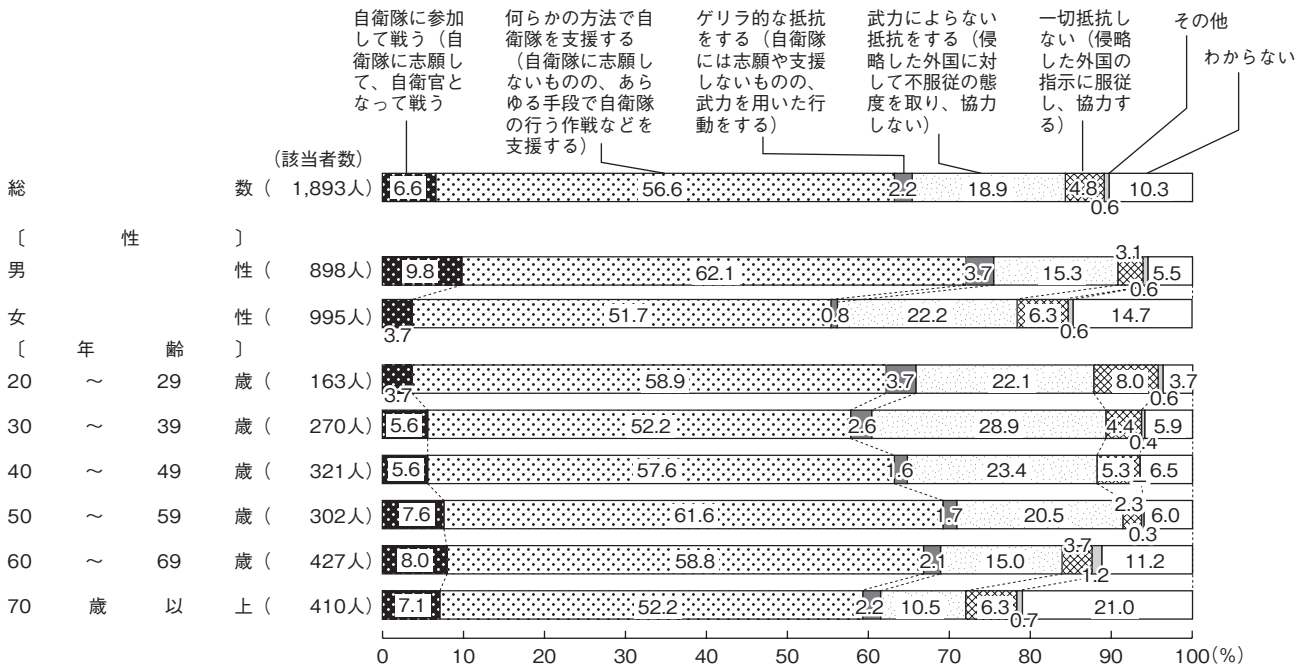
前回の調査結果と比較して見ると、「何らかの方法で自衛隊を支援する（自衛隊に志願しないものの、あらゆる手段で自衛隊の行う作戦などを支援する）」(49.6%→56.6%)と答えた者の割合が上昇し、「武力によらない抵抗をする（侵略した外国に対して不服従の態度を取り、協力しない）」(23.0%→18.9%)と答えた者の割合が低下している。

性別に見ると、「何らかの方法で自衛隊を支援する（自衛隊に志願しないものの、あらゆる手段で自衛隊の行う作戦などを支援する）」を挙げた者の割合は男性で、「武力によらない抵抗をする（侵略した外国に対して不服従の態度を取り、協力しない）」を挙げた者の割合は女性で、それぞれ高くなっている。

年齢別に見ると、「武力によらない抵抗をする（侵略した外国に対して不服従の態度を取り、協力しない）」を挙げた者の割合は30歳代、40歳代で、それぞれ高くなっている。

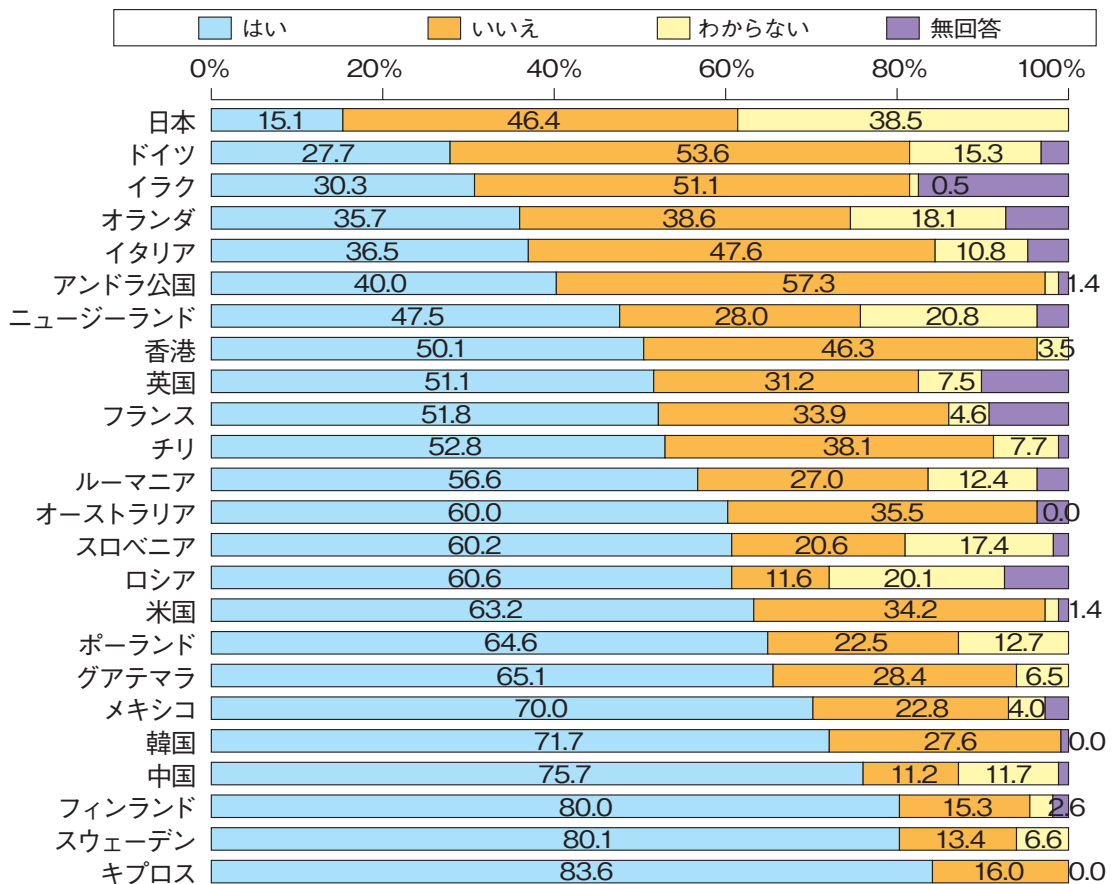
(参照：出典1の図19)

図19 外国から侵略された場合の態度



(参考) もし戦争が起こったら国のために戦うか (出典：世界主要国価値観データブック2005)

もし戦争が起こったら国のために戦うかについて、世界数十カ国の大学・研究機関の研究グループが参加し、共通の調査票で各国国民の意識を調べ相互に比較する「世界価値観調査」の2005年の調査結果は、次の通りとなっている。(1990年からは5年ごとに実施)



2010年の調査結果 (出典：「世界価値観調査2010」日本結果速報」2011年4月東京大学・(株)電通総研) では、日本は、「はい」が15.2%、「いいえ」が38.6%、「わからない」が45.8%となっている。

(3) 国を愛する気持ちの程度、国を守るという気持ちの教育の必要性

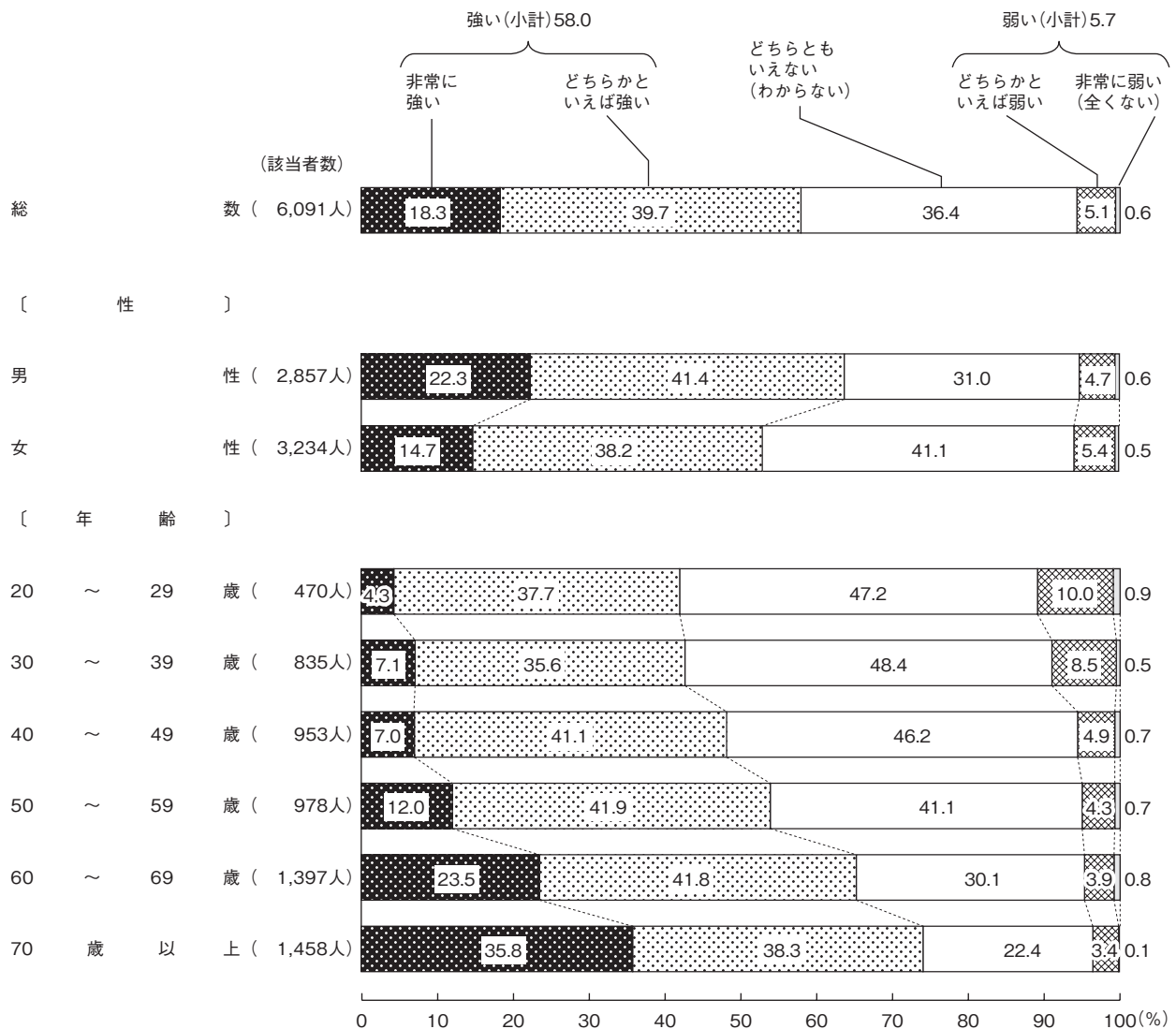
ア 国を愛する気持ちの程度

他の人と比べて、「国を愛する」という気持ちは強い方だと思うか聞いたところ、「強い」とする者の割合が58.0%（「非常に強い」18.3%+「どちらかといえば強い」39.7%）、「どちらともいえない（わからない）」と答えた者の割合が36.4%、「弱い」とする者の割合が5.7%（「どちらかといえば弱い」5.1%+「非常に弱い（全くない）」0.6%）となっている。

前回の調査結果（平成24年1月調査結果をいう、以下同じ）と比較して見ると、「強い」（55.4%→58.0%）とする者の割合が上昇している。性別に見ると、「強い」とする者の割合は男性で、「どちらともいえない（わからない）」と答えた者の割合は女性で、それぞれ高くなっている。年齢別に見ると、「強い」とする者の割合は60歳代、70歳以上で、「どちらともいえない（わからない）」と答えた者の割合は20歳代から50歳代で、それぞれ高くなっている。

（参照：出典2の図1）

図1 国を愛する気持ちの程度



イ 国を守るという気持ちの教育の必要性

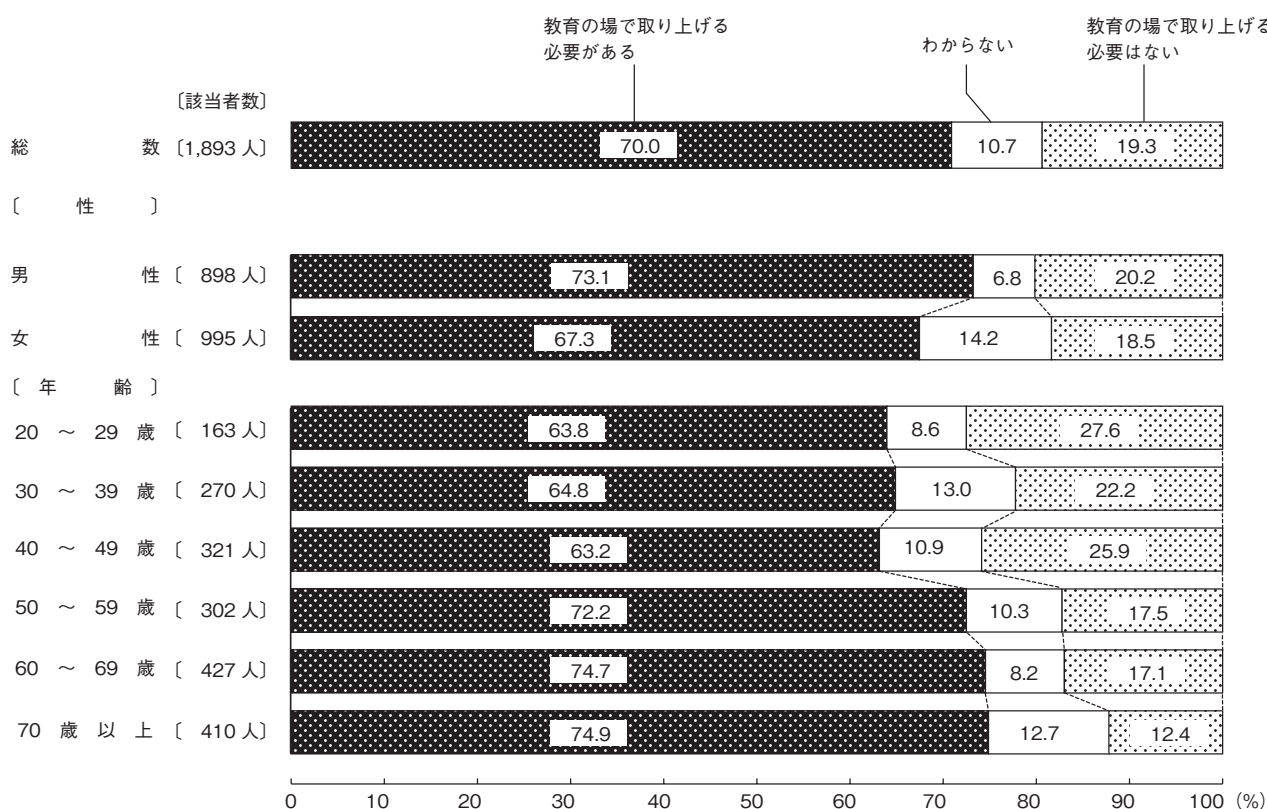
国民が国を守るという気持ちをもっと持つようにするため、教育の場で取り上げる必要があると思うか聞いたところ、「教育の場で取り上げる必要がある」と答えた者の割合が70.0%、「教育の場で取り上げる必要はない」と答えた者の割合が19.3%となっている。なお、「わからない」と答えた者の割合が10.7%となっている。

前回の調査結果と比較して見ると、「教育の場で取り上げる必要はない」(22.5%→19.3%)と答えた者の割合が低下している。

性別に見ると、「教育の場で取り上げる必要がある」と答えた者の割合は男性で高くなっている。

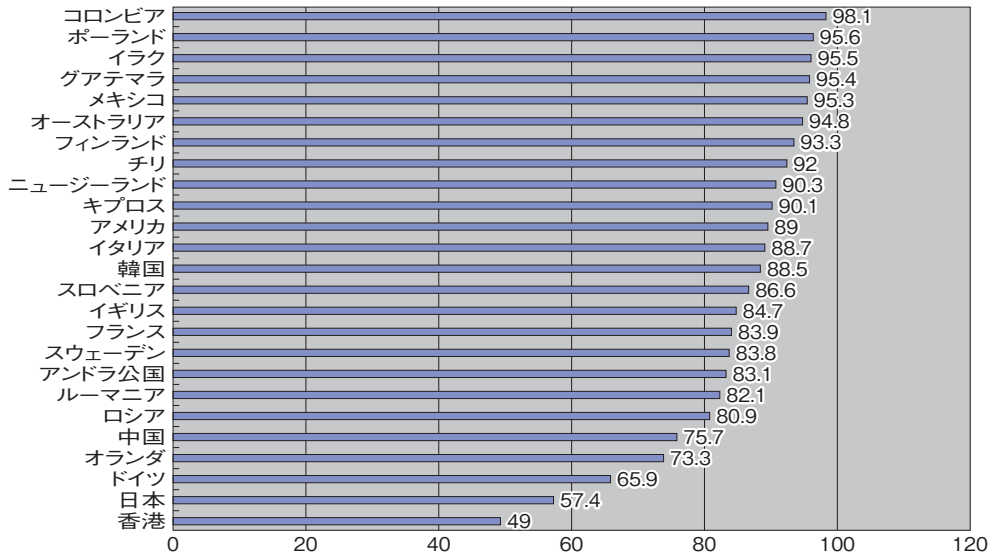
年齢別に見ると、「教育の場で取り上げる必要がある」と答えた者の割合は60歳代、70歳以上で、「教育の場で取り上げる必要はない」と答えた者の割合は20歳代、40歳代で、それぞれ高くなっている。(参照：出典1の図21)

図 21 国を守るという気持ちの教育の必要性



(参考)

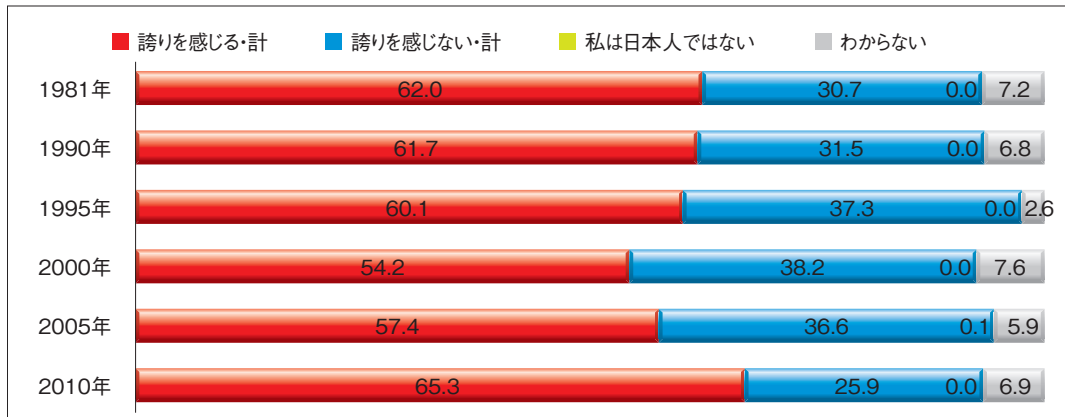
1) 自国民であることの誇り (各国の状況)



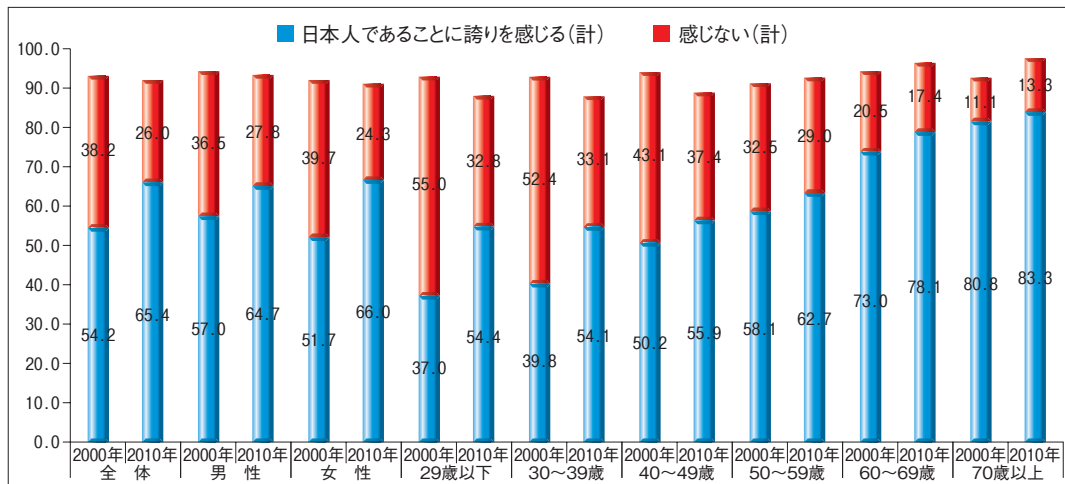
出典：「世界主要国価値観データブック2005」（電通総研・日本リサーチセンター）

2) あなたは日本人であることに誇りを感じますか。

注：赤：誇りを感じる 青：誇りを感じない



この10年でみると、女性、20代、30代で回復基調が明瞭（左：2000右：2010）



出典：「世界価値観調査2010」日本結果速報（2011年4月：東京大学・電通総研）

2 防衛意識の現状に影響を与えている歴史的背景

1に掲げた世論調査の結果及びその推移をみると国民の防衛意識は国内外の情勢の変化及びこれまでの自衛隊の地道な努力等により着実に現実的な方向に推移しているといえる。

しかし、諸外国に比し我が国は、まだまだ努力すべき点多く、とりわけ国を愛する気持ち、国を守る気概の高揚のためには、現在の防衛意識に影響を与えている歴史的背景について考察し、その影響等を十分踏まえたうえで国民共通の認識に立って健全な防衛意識の高揚に取り組んでいく必要がある。

(1) 戦前における防衛意識の醸成



黒船来航（1853年）

我が国は鎌倉時代の元寇以来、江戸時代の幕末までの長い期間、外国を意識せずに来たため、外国に対する国民の防衛意識は薄かったといえる。しかし、ペリー提督の黒船来航により一気に維新の波がうねり、幕末の動乱を経て明治維新を成し遂げ、近代国家へと脱皮した。

当時の国際社会は、清国と英国とのアヘン戦争（1840～1842年）を見るまでもなく、武力等の手段で他国を侵し、その領土を植民地としてそこから利益を吸い上げるといった帝国主義が世界の風潮であったといえる。

こうした中で出発した日本は、国際社会の中で欧米列国に伍して独立を保っていくために近代化を急ぎ、明治新政府は立憲君主制の確立と「殖産興業」、「富国強兵」を明確な国策とした。その結果、数十年を経ずして世界の大国に伍するに至り、外国の植民地支配を免れることができた。

このことは、敗戦から終戦後の一時期を除いて、我が国は幸いにして国家存亡の危機、悲惨な植民地時代を経験せずに済んだことから、長期間、自らの国家によって自らの安全と生命、財産を守られなくなった民族の惨めさを痛切に味わった国に比べ、もともと国益の尊重、国を守る気概の涵養が比較的鈍い要因の一つにもなっているといえる。

(明治新政府の教育方針)

明治政府は、天皇親政を基本とし、近代国家を目指して新しい体制の整備を急いだ。その中で教育制度を整備し義務教育を普及することは全ての基礎となる重要な柱の一つであった。すなわち、当時の文明開化の思潮を背景として積極的に国民を啓蒙し、これを近代国家の組織のもとに編成して国家の富強を図るという立場をとった。

新政府は廃藩置県後まもなく文部省を設置し、明治5年8月「学制」を發布した。同布告には「邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめんことを期す」という目標を掲げ、学制は

小学・中学・大学の3段階とし、特に、小学校（4年）の義務教育の整備を急いだ。学校教育の考え方は、それまでの儒教思想に基づくものとは異なり、欧米流の知識・才芸、即ち立身・治産・昌業のために役立つものでなければならぬと宣言した。

「学制」の中で道德教育は「修身科」という教科の一つとして開始されたが、当初はあまり重視されていなかった。

（教育令の発布、同教育令の改正）

「学制」は一定の啓蒙的役割を果たしたが、施行後、士族の反乱や自由民権運動による政治的緊張の高まりとともに、もともと欧米化政策に強い危機感をもっていた儒学者から教育の精神的なよりどころは儒教主義的道德観に置くべきとの意見が続出した。

こうした背景の下に、政府は明治12年9月「学制」を廃止し、教育の権限を大巾に地方に委ねた「教育令」（自由教育令といわれる）を公布、更に、翌13年12月、同教育令の欠陥を修正すべくその改正を行った。

こうして公布された改正教育令の特徴は、教育行政上の重要な事項については「文部卿」の認可を、また、府知事、県令の権限を強化するとともに、それまで教科の末尾に置かれていた「修身」を教科の冒頭に置いたことである（以降、昭和20年迄学校教育においては「修身」が筆頭となった。）。そして、改正教育令の下で作成された「小学校教則要領」では、修身科の授業時間数も「学制」の時に比べ大巾に増やし、「小学校教員心得」では、教師は、「児童・生徒に知識を教え込むものではなく、道德性を持たせるべき」とされた。

改正教育令により欧米流の知識・技術に重点を置く実学主義的傾向から道德教育重視へと教学の根本方針が大きく変化した。その発端となったのは、明治12年6月、明治天皇から下賜された「教学聖旨」（※）である。聖旨では、「教学の要は仁義忠孝を明らかにして知識や才芸を究め、人の人たる道を全うすることであって、これこそが祖先からの訓えであり、国典であるのに・・・云々」（要旨）とある。

これは、近代化を急ぎすぎた弊害を修正しようとするものであり、知識・才芸より先に、仁義忠孝に基づく儒教的な道德教育が、我が国教育の要として確立すべき旨強調されている。このように政府の教育政策は、明治13年頃から教学聖旨の基本理念に基づいて進められたといえる。

その後、「儒教はやってはいけないこと」ばかりで自主性が育たない、道德教育においては一番大切なのは「愛国心」を育てることであり、そのためには儒教だけでなく神道、仏教、キリスト教などを組み合わせて行うべき、洋学主義や儒教主義といった一つの主義を決めて行うのではなく、日本人が昔から持っているコモンセンスを大切にして教育を行うべきといったいわゆる徳育論争が行われた。この論争に終止符を打ち、一つの明確な方向を与えたのが次に述べる「教育に関する勅語」（教育勅語）である。

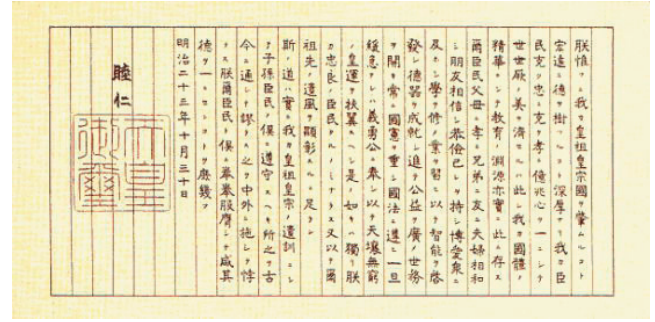
※教学聖旨

明治天皇は、明治11年諸地方を巡幸し、「学制」以来の国民教育の実情をご覧になり、文教政策振興の必要を痛感し、教学の本義がいかなるところにあるかを示した。「教学大旨」と小学校教育に関する「小学条目二件」で構成され、要旨、前者については本文上述のとおり、後者については仁義忠孝の心は幼少のうちから培い育てることが必要であり、その為の具体的教育方法まで示している。

(教育勅語)



憲法発布略図 明治22年 橋本(楊洲)周延画



教育勅語 (明治神宮HP)

明治20年前後における徳育論争は修身教育も混乱させることとなり、教育界からどのような方針によって修身科の教育をなすべきか文教の府において徳育の基本方針を確立し、それを全国に示してほしいとの建議を受けた。これが明治天皇の上聞にも達し、徳育の大本を立てる方策が急速に進められた。

山縣(有朋)総理、芳川(顕正)文相の責任の下、井上(毅)法制局長官(のち、文相)が起草に当たり、明治23年10月「教育勅語」(*)が陛下から下賜されたが、この間、陛下からもいくつかの要望・修正があったといわれている。

勅語では、歴代天皇が国家と道徳を確立したと語り起こし、国民の忠孝心が「国体の精華」であり、「教育の淵源」とであると規定している。続いて父母への孝行、夫婦の調和、兄弟愛などの友愛、学問の大切さ、遵法精神、事あらば国の為に尽くすこと等「12の徳目」が明記され、これを守ることが国民の伝統であるとしている。

この教育勅語は、その後の国民道徳及び国民教育の根本規範となり、精神的支柱として重要な役割を果たすこととなった。すなわち、明治20年代始めに確立された我が国独自の近代国家体制は政治の面では明治22年2月に発布された「大日本帝国憲法」(施行は明治23年11月。明治憲法)にその基礎が置かれ、他方、国民道徳の面からこの体制の支柱として教育勅語が位置づけられることとなった。

こうした流れを経て、昔からの仏教文化に加え儒教文化が深く日本人の中に浸透し、物の見方・考え方から生活習慣にまで入り込み、日本の伝統・文化・道徳的価値観が涵養された。そうした中で富国強兵の骨幹を支えた国民皆兵主義の採用による兵役義務と相俟って自ずと愛国心や防衛意識も醸成されていった。

※教育勅語

明治天皇が山縣総理と芳川文相に対し、教育に関して与えた勅語。

朕(ちん)惟(おも)フニ、我(わ)ガ皇祖皇宗(こうそこうそう)國ヲ肇(はじ)ムルコト宏遠(こうえん)ニ、徳ヲ樹(た)ツルコト深厚ナリ。我(わ)ガ臣民(しんみん)克(よ)ク忠ニ克(よ)ク孝ニ、億兆(おくちょう)心ヲ一(いつ)ニシテ世世(よよ)厥(そ)ノ美ヲ濟(な)セルハ、此(こ)レ我(わ)ガ國體(こくたい)ノ精華ニシテ、教育ノ淵源(えんげん)亦(また)實(じつ)ニ此(ここ)ニ存ス。

爾(なんじ)臣民(しんみん)父母(ふぼ)ニ孝ニ、兄弟(けいてい)ニ友(ゆう)ニ、夫婦相(あい)和シ、朋友(ほうゆう)相(あい)信ジ、恭儉(きょうけん)己(おの)レヲ持(じ)シ、博愛衆(はくあいしゆ)ニ及(およ)ボシ、學(がく)ヲ修(おさ)メ、業(ぎょう)ヲ習(なら)ヒ、以(もつ)テ智能ヲ啓發シ、徳器(とつき)ヲ成就シ、進(すすん)デ公益ヲ廣(ひろ)メ、

世務(せいむ)ヲ開キ、常ニ國憲(こっけん)ヲ重(おも)ンジ、國法(こくほう)ニ遵(したが)ヒ、一旦(いったん)緩急(かんきゅう)アレバ義勇(ぎゆう)公(こう)ニ奉(ほう)ジ、以(も)ッテ天壤無窮(てんじょうむきゅう)ノ皇運(こううん)ヲ扶翼(ふよく)スベシ。是(かく)ノ如(ごと)キハ獨(ひと)リ朕(ちん)ガ忠良(ちゅうりょう)ノ臣民(しんみん)タルノミナラズ、又(また)以(も)ッテ爾(なんじ)祖先ノ遺風ヲ顯彰(けんしょう)スルニ足(た)ラン。斯(こ)ノ道ハ實(じつ)ニ我ガ皇祖皇宗(こうそこうそう)ノ遺訓ニシテ、子孫臣民(しんみん)ノ俱(とも)ニ遵守(じゅんしゅ)スベキ所(ところ)、之(これ)ヲ古今(ここん)ニ通(つう)ジテ謬(あやま)ラズ、之ヲ中外(ちゅうがい)ニ施シテ悖(もと)ラズ。朕(ちん)爾(なんじ)臣民(しんみん)ト俱(とも)ニ拳々服膺(けんけんふくよう)シテ、咸(みな)其(その)德ヲ一(いつ)ニセンコトヲ庶幾(こいねが)フ。

明治二十三年十月三十日 御名御璽

(便宜上、振り仮名を付け、濁点・句読点を追加挿入)

(掲げられている12の徳目)

孝行、友愛、夫婦の和、朋友の信、謙遜、博愛、修学習業、智能啓發、徳器成就、公益世務、遵法、義勇

(当時の運用状況)

この教育勅語は天皇・皇后両陛下の御写真とともに各学校の奉安殿(保安庫)に掲げられ、第2次大戦中は登・下校時同殿への礼拝が求められた。また学校で行われる式典においては奉読(朗読)がなされ、神聖化の影響もあって読み違いは校長の進退にも影響したといわれる。

(昭和維新と軍部の台頭)

大正末期から昭和初期にかけての戦後恐慌、世界恐慌による経済の悪化に伴い、軍部急進派や右翼団体を中心に明治維新の精神の復興、天皇親政を求める声が急速に高まり、5.15事件、2.26事件等を契機として次第に軍部が台頭し天皇の威を借りた政治介入が頻発した。

政府は国際連盟からの脱退など国際社会からの離脱の道を進み、日中戦争、国家総動員法といった展開の中で「八紘一字」、「挙国一致」、「堅忍持久」といったスローガンの下に、学校教育は極端な愛国心教育や軍国主義教育へと傾斜していった。

そもそも神道と天皇崇拜は、他の民族が固有の文化、宗教の伝統を持っているのと同様に、日本人にとって重要な文化と宗教の伝統を表すものといえるが、この伝統の力が戦争遂行に不可欠となる国民の結束・統合の為に極めて有効な手段として利用されたといえる。

(2) 占領統治による精神構造の変革



降伏文書調印の風景

我が国は昭和20年8月、ポツダム宣言を受諾して降伏し、約7年に亘る連合軍による占領統治を経て、昭和27年4月、サンフランシスコ講和条約の発効とともに独立を回復した。

この間、我が国が再び米国等の脅威とならないようにするというGHQ（連合軍最高司令官総司令部）の占領政策により、政治、経済、思想等の全般にわたる弱体化、変革のための政策が徹底して行われた。

昭和20年9月に発表された米国の日本占領政策である「降伏後における米国の初期対日方針」には、「究極の目的」として「日本国が再び米国の脅威となり、または世界の平和及び安全の脅威とならざることを確実にすること」という一文があり、日本を2度と戦争ができない体質にすることを明確に示している。

更に、同年11月、米国は連合軍最高司令官に対して「貴官は・・・彼らの苦痛と敗北は、日本の不法にして無責任な侵略行為によってもたらされたものであることを、また、日本人の生活と諸制度から軍国主義が除去されたとき初めて日本は国際社会へ参加することが許されるものであることを彼らに認識させなければならない。・・・貴官は、日本の軍事占領は連合国の利益のために行われるものであり、日本の侵略能力と戦力を破壊するため、また、日本に禍をもたらした軍国主義と軍国主義たる諸制度を除去するために必要なものである」ということを明確にしてやらなければならない。・・・」と命じた。

GHQの当初の占領政策は、基本的にすべてこの指令に沿って行われた。即ち、軍隊の解体、軍需産業の操業停止、戦争犯罪者の逮捕はもとより、我が国の支配構造を破壊し、経済力を弱め、精神構造の変革のための各種措置が次々と実施された。（※）

この精神構造の変革は、我が国の歴史・伝統・文化・道徳的価値観全体にまで拡大された。戦後の我が国の防衛意識の現状を認識するに際しては、このGHQの占領政策の影響を無視しては考えられない。かかる観点に立って具体的な精神構造変革の諸措置を概観することとする。

※占領政策の転換

GHQは、日本の民主化、非軍事化を進めていたが、昭和22年、日本共産党主導の「二・一ゼネスト」に対してGHQが中止命令を出したのを契機に日本を共産主義の防波堤にしたい米政府の思惑で対日占領政策は転換された。昭和24年、米統合参謀本部は日本に限定的な再軍備を容認する方針を決定し、以降、労働争議の規制、警察予備隊の創設、日米安保条約（旧条約）の締結、治安機構の整備、戦犯の減刑・釈放、公職追放の解除とレッドパージ（公職追放の対象が右翼から左翼に）等が占領下で実施されることとなった。

(教育の自由化)

昭和20年10月、GHQはポツダム宣言の実現にあたっては、日本国民が数世紀に亘って隷属させられた伝統的社会秩序を是正する必要があるとして、思想の自由、言論の自由及び宗教の自由を抑圧しようとするあらゆる形態の統制からの解放を命じた。この一環として教育の自由化がある。

米国は、日本軍の強さの原因は、強力な天皇崇拜による国民世論の統一、忠君愛国主義、武の尊重にあると考え、それを変革するため天皇陛下の「人間宣言」(*)の発出、天皇崇拜を推進することに一定の役割を果たした国家神道の廃止(神道に対する国家援助を禁止し国家と神道を分離)、日本神話の否定またはこれらの日本精神を築いたものは「教育勅語」を基礎とした「修身」であるとしてこれを禁止、更には修身、日本史、地理の授業の停止、教科書の回収を命じた。(昭和23年6月衆議院で教育勅語の排除、参議院で失効確認を決議)

(言論統制・検閲)

占領後間もない昭和20年9月から通信社、新聞社等に対する言論統制・検閲(*)が開始された。占領下では一方で「言論の自由」は謳われていたが真の自由はなかったといえる。これによりGHQに対する一切の批判は封じられ、そうした中で日本の政治・社会システムのあらゆる形態を米国式に変えることのみが民主主義化として正当化された。

また、歴史宣伝工作の一環として、昭和20年12月から10回にわたり、全国の新聞紙上にGHQの記述として「太平洋戦争史」が掲載された。この戦史は、米國務省が作成した資料をもとに、GHQの検閲を経て勝者の立場で米国的観点から書かれた歴史書であり、戦争の罪悪感、悪のイメージを植え付けるもので、いわば政治的な宣伝文書の域を出ていないといわれている。これは、掲載後、本として発刊され、学校等の教科書としても使用され、国民教育に使われた。また、この掲載と並行してNHKのラジオでドラマ化され「真相はかうだ」という番組が放送された。こうした宣伝工作には、日本の新聞、ラジオが、更には日本の学校教育が徹底的に利用された。(*)

※人間宣言

昭和21年1月1日、昭和天皇が自らの神格を否定したと解釈される詔書の通称。この中で陛下は、天皇を現御神とするのは架空の観念であると述べられ、自らの神性(天皇家に関する神話と伝説)を否定された。これは、後に天皇の地位に根本的な変更がもたらされる布石ともなり、マッカーサーはこの詔書を昭和天皇が日本国民の民主化に指導的役割を果たしたと高く評価した。

※教科書検閲の基準(昭和21年2月:GHQ指令)

1)天皇に関する言葉で「現御神」「現人神」「大君」などの用語、2)国家的拡張に関する言葉で「八紘一宇」「皇道の道」「肇国の精神」などの用語、3)愛国心につながる言葉で「国体」「国家」「国民的」「わが国」などの用語(愛国心がタブー視されていく源がここにあるといえる)、4)日本国の神話の起源、あるいは楠木正成のような英雄及び道義的人物としての皇族を扱うこと、5)神道や祭祀、神社に関する言及は禁止(平成17年8月5日付産経新聞)

※WGIP(ウォー・ギルト・インフォメーション・プログラム)

日米戦争中から立案され、占領後GHQの日本占領管理政策として言論統制・検閲と併せ行われた政治宣伝。

この「戦争の罪悪感を日本人の心に植え付けるための宣伝計画」(文芸評論家江藤淳)は、昭和20年10月2日付連合軍最高司令官の一般命令に基づくものでGHQの民間情報局が主体となって実施し、「太平洋戦争史」の連載、「真相はかうだ」の放送もこの計画に沿ったものだった。産経新聞(平成17年8月4日及び5日)に掲載された

「戦後60年歴史の自縛」には要旨次のように記されている。

GHQが実施したメディアと公教育を通じた宣伝工作は60年後の今も日本人の歴史認識を縛っている。・・・(上記)
江藤淳はその著書「閉ざされた言語空間」の中で、「いったんこの検閲と宣伝計画の構造が、日本の言論機関と教育体制に定着され、維持されるようになれば、・・・日本人のアイデンティティと歴史への信頼は、いつまでも内部崩壊を続け、また同時に何時でも国際的検閲の脅威に曝され得る」と書いている。(中略) 明星大学の高橋史朗教授は、GHQのプログラムの目的について「東京裁判が倫理的に正当であることを示すとともに、侵略戦争を行った日本国民の責任を明確にし、戦争贖罪意識を植えつけることであり、いわば日本人への「マインドコントロール計画」だったと指摘する。

(極東国際軍事裁判)



公判中の法廷内

昭和21年5月、極東国際軍事裁判（東京裁判）が開始され、昭和23年にかけて日本の戦争責任を追及する裁判が行われた。東條英機首相をはじめ28名が「通常の戦争犯罪」（B級犯罪）に加えて「平和に対する罪」（A級犯罪）等で起訴され、戦前期の日本の指導者が連合国により戦犯として裁かれることとなった。この結果、7人の絞首刑とBC級戦犯約1000名が処刑（BC級戦犯は、GHQにより横浜・マニラ等世界数十か所の軍事法廷で裁かれている。）されたが、東京裁判に対する肯定論では文明の名の下に法と正義によって裁判を行ったという意味で「文明の裁き」と呼ばれる一方、否定論では事後法の遡及適用であったこと、裁く側は全て戦勝国が任命した人物で戦勝国側の行為は全て不問だったことから、勝者による一方的な裁判であり「勝者の裁き」とも呼ばれている。いずれにせよ同裁判は、日本人に戦争の罪悪感を植え付け、自信と誇りを打ち砕くのに決定的な効果を上げたといえよう。

(公職追放)

昭和20年10月、特高パージ、教育パージに始まった公職追放は、翌年1月のGHQ覚書によって国家主義的、軍国主義的諸団体の廃止と戦争犯罪人、陸海軍人、大政翼賛会等政治団体、経済界、教育界、マスコミ界の有力者等へとその範囲を拡大していった。その数は20数万人に及んだといわれる。

この公職追放により政財界の重鎮、保守層が急遽引退し、中堅層に代替わりすることによって日本の中枢部が一気に若返ることになったが、同時に教育機関、マスコミ、言論界等、特に啓蒙を担う各界でいわゆる左派勢力や共産主義のシンパが大巾に伸長する要因になるというGHQにとっては大きな誤算が生じた。そして、この流れが戦後我が国の国民教育、国民意識の形成に大きな影響を与えることとなった。公イコール国家イコール軍国主義との連想を国民に植えつけ、公へのアレルギー、更には国を守る気概の醸成を妨げる一つの要因となってきたといえる。

(日本国憲法の制定)



「修正帝国憲法改正案」を可決した枢密院本会議



日本国憲法施行記念切手

日本国憲法の制定には、国の外からと内からの双方の力が働いている。外からの力とは、日本の敗戦により、「ポツダム宣言」を実施するために必要な措置をとる連合国軍最高司令官のもとで、明治憲法の変革が求められるようになったことである。内からの力とは、戦時中、軍部の行った政治支配によって、敗戦当時、もはや戦前の議会制度をたんに修復させるだけでは、国民の期待する「民主主義」を実現することができないまでに、明治憲法体制は深く傷ついていたことである。

憲法制定の経過は、昭和21年2月13日を「ターニング・ポイント」として、その前後で大きく二つの段階に区分される。前者は、昭和20年10月、最高司令官が「憲法の自由主義化」を示唆、これをうけて日本政府による明治憲法の調査研究が開始され、翌昭和21年2月、改正案（憲法改正要綱）がGHQに提出されるまでの段階である。後者は、2月13日、GHQが日本側の改正試案を「極めて保守的な性格のもの」と批判し、世論の支持を得ていないことを指摘して「受け入れ難い案」として拒否した。そして逆に「マッカーサー三原則」(*)を基にGHQ自ら起草した草案を提示することで、局面が転回した段階である。

日本政府はこのGHQ草案の受け入れを決定し、その基本原則を踏まえた日本政府案を起草、確定案を整え帝国議会における審議に付されたが、この二つの段階を通じて国内外の様々な政治的、社会的力が複雑に絡み合いながら、調整審議を経て昭和21年11月「日本国憲法」が公布（施行は昭和22年5月）された。しかし、日本が独立を回復する昭和27年4月まで占領下にあったことから完全な効力を有していなかったといえる。

日本国憲法では、「国民主権」、「基本的人権の尊重」、「平和主義」を基本原則とし、国会、内閣、司法の三権分立という国家統治機構と基本的秩序を定めている。同憲法は国民からも驚嘆と好評の中に受け入れられた。

しかし、この平和主義は元々マッカーサー三原則からみるといわゆる芦田修正により一定の是正は行われているものの、前文において「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して」、「戦力の不保持」、「国の交戦権」を否定する旨規定（9条）していることから理想主義的観点が強すぎる、あるいは他国に自国の生存を委ねる趣旨を改め、国家の自立を目指す趣旨に改めるべきとの議論を呼んでいる。また、このことが自衛隊の存在基盤をも疑問視させるような混乱を広く国民に与えることとなった。

※マッカーサー・ノート（マッカーサー三原則）

昭和21年2月、マッカーサーがGHQ憲法草案起草者のホイットニー民生局長に示した三原則。

1) 天皇は国家元首の地位にある。皇位は世襲される。天皇の職務と権限は、憲法に基づいて行使され、憲法の

定めるところにより、国民の基本的意思に対して責任を負う。

- 2) 国権の発動たる戦争は廃止される。日本は、紛争解決の手段としての戦争のみならず、自国の安全を維持する手段としての戦争も放棄する。日本は、その防衛と保護を、今や世界を動かしつつある崇高な理想に委ねる。日本が陸海空軍を保有することは、将来ともに許可されることがなく、日本軍に交戦権が与えられることもない。
- 3) 日本の封建制度は廃止される。華族の権利は、皇族を除き、現在生存する一代以上に及ばない。華族の特権は、今後、国または地方のいかなる政治的権力も包含するものではない。予算は英国の制度を手本とする。

(教育の改革、教育基本法の制定)

GHQは、先の教育の自由化による旧教育の解体に続き、第2段階として米国教育使節団の報告書の趣旨を全面的に承認し、戦後教育の改革路線とするよう求めた。この報告書は、公選・独立の教育委員会の設置、新しい学校制度として6・3・3制、9か年の義務教育制、男女共学の採用など、当時においては画期的ともいえる提案を行っているが、同時に日本教育再建の方向は、「個人」を出発点とするものでなくてはならないと述べ、民主主義の生活に適応した教育制度は「個人の価値と尊厳」を認識し、「個人」の持つ力を最大限に伸ばすことが基本であると繰り返し強調している。この教育使節団の報告書を踏まえ、昭和22年3月「教育基本法」が公布された。(日本国憲法の下では教育立法は勅令主義から法律主義に大きく転換された。)

この教育基本法の構想は日本側から発案され、教育の機会均等、男女による差別の撤廃、新学制として6・3・3制と4年制大学の一本化、定時制、通信制等、また、教育課程の基準は文部大臣の定める学習指導要領によることとし、小学校の教科は従来の「修身」、「国史」、「地理」の3教科が無くなり、新しく「社会」、「家庭」、「自由研究」が教科とされた。

また、この教育基本法の構想では、当初の日本側案では「普遍的にして、しかも、個性豊かな伝統を尊重して、しかも創造的な文化をめざす教育」と前文に謳っていたが、GHQとの調整過程において「伝統を尊重し」が削られ、また宗教教育に関し日本側案には「宗教的情操の涵養は教育上これを重視しなければならない」とあったものがこれも「宗教における寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は教育上・・・」と修正された。そして教育勅語の廃止と相まって名実ともに「個人の価値」が戦後教育の指導理念となった。同時に、このことは一方において「公」との調和を置き去りにしてしまった。

こうした連合国の占領政策は、一方において日本を基本的人権の尊重と民主主義体制の国家へと導いたが、他方において日本人に深く浸透してきた仏教文化、儒教文化に根差した国民の歴史、伝統、文化及び道徳的価値観を否定し、それまでの日本人としての自信と誇りを失わせてしまったといえる。

3 今後の課題

(1) 日本国民としての誇りと自覚の回復

—歴史・伝統・文化及び道徳的価値観の再認識



平和条約調印記念切手2円



平和条約調印記念切手8円

サンフランシスコ講和条約の発効とともに、我が国は独立国の地位を回復したが、当時の国際環境は冷戦による東西陣営の対立が深まり、昭和25年6月には朝鮮戦争が勃発した。日本駐留の米軍は朝鮮半島に移動し、警察予備隊が創設されるなど我が国の防衛・安全保障環境は極めて不安定であった。朝鮮戦争勃発の前年、中華人民共和国が成立し、中国・ソ連といった東側諸国に隣接する我が国は、アジアにおける西側陣営（特に米国）にとっても戦略的に重要な地位となっていた。このため、日米の思惑が一致し、(旧)日米安保条約が締結され、米国は軍隊を日本に駐留させることが可能となり、日本はその軍事力を背景に自国防衛のために多額の防衛費を費やすことなく平和を維持することができることとなった。

一方、国内的には財閥の解体、農地解放、労働組合の育成等一連の経済民主化政策が行われ、その後の日本経済の基礎作りがなされたが、戦時中の日銀券の増発、戦後復員手当の支払い、戦後補償などによる急激な通貨膨張、インフレの発生により経済的には混乱した。しかし、朝鮮特需により設備投資による生産の増大、戦災からの復興によるインフラ整備、労働組合をバックにした労働者の賃金上昇、購買力の増大がかみ合い高度成長を遂げ、好調を極めていった。そして、敗戦により呆然としていた国民も次第に活気を取り戻していった。

同時に政治・経済・社会の各分野に亘って占領下の諸施策に反省と検討を加え、我が国が真に国際的な地位を確立するための方策を見出すことが急務とされたが、この要請は、国家、社会、国民を形成する基盤を培う教育の分野においても切実であった。

(歴史認識)

占領統治下において、戦争の原因と責任は全て日本にある、日本の過去は全て悪かったと全否定する空気が日本人の中に醸成された。そして、自分達の歴史を否定することによって文化・伝統までも忘れ去り、日本人が日本人としての誇りを持ってなくなってしまったという一面がある。それをまず是正し、正しい認識の下に日本人としての誇りを取り戻し、それを子孫に伝えて子供達に自分の国を愛し、自分の国への誇りを持たせることが極めて大事なことである。

そもそも歴史は完全に真実として確定されているものばかりではなく、時代とともに新たな資料が発見、研究され、ある一定の史観に固執することなく見直されるものであり、また、そうされなければならない。われわれ日本人が過去やってきたことで何が間違っていたのか、そして間違っていたことは心底反省し、謝罪するとともに、歴史の教訓として生かしていかなければならない。同時に正しかったこと、間違っていなかったことは正々堂々と主張し理

解される努力をしなければならない。そうすることによって日本人のアイデンティティーが確立され、国際社会から信頼されることにもなる。

このことは戦争を礼賛したり正当化しようとするものではない。ただ同時に戦争に負けたから全て悪いというのも誤りである。歴史学においては、自分が生きる時代を含む現代史を論ずる場合、例えば第2次世界大戦のために多大の被害を受けた人々が存在しており、まだその傷は癒えていないといった現在の社会が抱えている諸課題が生々しく反映されており、政治の駆け引きの道具として利用されることも多いことから固有の困難さを生じる、また時間的経過が十分でなく歴史的評価が定まっていなかったといったことがよくいわれる。

日本でも近隣諸国との間で第2次世界大戦を巡る歴史認識の問題が常に論争を呼び、感情的なやり取りも見られ、客観的評価を行う上での困難さを生じている。こうした事情を踏まえながらも、最終的には史家の研究・検討を待たざるを得ないが、事実との関連性を明らかにしていく努力が重ねられていくことが必要である。同時に大事なことは、事実は評価によって動くものではなく、事実は事実として教えられ、伝えられなければならないということである。

学校の歴史教育ではせいぜい江戸時代までで、近現代史になると時間的余裕もなくなり、ほとんど触れていないという。近現代史を欠いた歴史は歴史とはいえない。近現代史にブリッジされて始めてそれ以前の歴史は、文化や伝統となって現代に息づき力を持つことになる。学校教育では、歴史的事実の価値判断は生徒自身の考えに委ねるべきで、教師が一方的に事実や価値を教えるのは避け、複数の解釈を示したり、特定の解釈による史観への批判的思考力を養ったりして歴史認識を常に開いていく必要がある。(※)

※歴史教育

日経新聞（平成24年11月25日）に掲載された『「近現代史」軸に開かれた歴史教育を』の記事は要旨、次のように主張している。

「尖閣諸島や竹島をめぐる中国・韓国との摩擦は、日本の社会に様々な教訓を与えている。その一つとして日本人が近現代史にあまりにも疎いという現実が浮かび上がってきた。尖閣諸島や竹島にもつながる日本とアジアの歴史をきちっと理解できていないのではないかと、そんな指摘が少なくない。例えば太平洋戦争中、日本の軍政下にあったインドネシア・バリ島を観光で訪れ、現地の人から過去を教えられて当惑する。学校の授業ではそんなこと習わなかったというわけだ。これでは将来の日本を背負う若者が、周辺諸国の同世代の若者と論争をするにしてもちぐはぐな展開になってしまう。歴史についての基礎知識を持っていなければ感情的な反発に走ったり沈黙に陥ったりするばかりだろう。

そうした認識に立って、まず学校での歴史教育の在り方の根本的な見直しを提言したい。その中心は義務教育化した高校での教育内容の改革である。高校段階で日本史に全く触れずに卒業する生徒が少なくない現状はやはり好ましくない。・・・そこで考えたいのが歴史科目の再編だ。日本学術会議は昨年、日本史と世界史を統合した必須科目「歴史基礎」を新設するアイデアをまとめた。・・・とはいえ、中国などの反日教育の向こうを張り、戦争を美化してナショナリズムを煽るような教育を推し進めるのは不毛だ。逆に、戦前の社会をいたずらに重苦しいものにとらえるのも良くない。歴史を冷静に多角的に考える姿勢こそが周辺国との相互理解につながるだろう。開かれた歴史教育を心がけるべきである。・・・」

正にこの指摘、提案は正鵠を得ており、こうした歴史教育の在り方の改善実行が強く望まれる。

(国旗国歌法の制定)

国旗・国歌はいずれの国でも国家の象徴として大切に扱われ、国家にとってなくてはならないものであり、国民の間に定着することを通して国民のアイデンティティーのあかしとして重要な役割を果たしている。国旗の掲揚と国歌の斉唱は、従来から全国の公立学校の式典で広く実施され、スポーツ観戦でも自国ないし他国の国旗掲揚や国歌斉唱に観衆が起立することは一般的となっている。

平成元年、文部省は学習指導要領において、「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚し国歌を斉唱するよう指導するものとする」としてこれを義務付けた。これは国際化の進展に伴い、日本人としての自覚を養い国を愛する心を育てるとともに、生徒が将来、国際社会において尊敬され信頼される日本人として成長していくためには、国旗及び国家に対して一層正しい認識を持ち、これを尊重する態度を育てることは重要なこととの考えによるものであった。

しかし、その後の教育現場においては、こうした指導の強制は憲法19条に定める「思想・良心の自由」に反する、あるいは「戦前の皇民化教育」だとして反対運動が起こり、教職員と学習指導要領との板挟みになって校長が自殺するという事例も発生した。こうした社会問題化の動きを契機として平成11年8月「国旗及び国歌に関する法律」が制定され、国旗は既に国民の間に定着していた「日章旗」とすることが、国歌は「君が代」とすることが定められた。同法ではその義務化までは定めていないという課題を残したものの、これまで慣習であったものを成文法として明確に位置付けたものでその意義は大きいといえる。

(2) 教育改革の推進

(国民実践要領)

教育基本法の欠陥は、施行当時も多くの人々の認識するところであった(※)が、占領下では如何ともし難く、昭和26年9月、講和条約調印と同時に吉田(茂)内閣の天野(貞裕)文相は、その欠陥を補い道德教育の指針を打ち立てようと国民道德の基本を「国民実践要領」として示した。同要領では個人、家、社会、国家の4章に分かれているが、「国家」について「国民生活は個人が国家に尽くすところに成り立つ、ゆえに国家は個人の人格や幸福を軽んずべきではなく、個人は国家を愛する心を失ってはならない」、「国民の精神的結合が強固なものであるためには、我々は国の歴史と文化の伝統の上にとしっかりと立脚しなければならない」、「国家はその固有なる民族文化の発展を通じて独自の価値と個性を發揮しなければならない」、「国家の盛衰興亡は国民の愛国心の有無にかかる・・・」等と記されている。これはその内容から教育勅語の廃止を埋め合わせようとする試みともいえたが、当時の言論界、教育界などからの反発にあい実現しなかった。

(期待される人間像)

その後、教育基本法には「よき日本人」が挙げられていないとして池田(隼人)総理は、中央教育審議会に「期待される人間像」の検討を諮問し、昭和41年10月その答申が発表された。それには「第2部 日本人に特に期待されるもの」とは、「国民として①愛国心を持つこと、②象徴に敬愛の念を持つこと、③優れた国民性を伸ばすこと」が謳われたが、これも教育界に根付かなかった。

※「戦後教育改革者による戦後教育改革評価の検討」(金井徹著)(東北大学教育学研究科研究年報第60集第1号)

本研究は、戦後教育改革に関わった改革者自身が同改革をどのように評価したのかについて分析することを目的としたもので、要旨次のように述べられている。

南原繁(明治22年～昭和22年。教育刷新委員会の副委員長、東京帝大総長。連合国との講和に際し、全面講和を主張し、ソ連不参加の単独講和を進めていた吉田(茂)総理から曲学阿世の徒の空論と批判されたことは有名)は、戦後日本の教育改革は、教育理念、教育方針、学校体系を始めとして大筋では間違っていないという認識に立つ一方、日本における国家意識の希薄化に対して批判的態度を示していた。もう一度祖国を顧み、真のモラルや宗教を考えることが必要、それがなくてははき違えとかゆきすぎとか他の極端に走る恐れがある。個人の自由の確立は確かに重要なものであるが、個人の自由を強調すぎる余り国家の価値への意識が不足していることに不満を述べている。

また、森戸辰男(明治21年～昭和59年。教育刷新委員会委員、片山(哲)内閣・芦田(均)内閣の文相、広島大学学長、池田内閣の中央教育審議会会長として「期待される人間像」答申)は、戦後の教育改革は、教育民主化の基本線は正しいものとしつつ、弱点があると指摘。第1に国の実情に即していない、第2に個人主義的傾向があったこと、第3に国際的対立が意識されていないことである。第1については、およそ急速に外国の制度を採り入れる場合には国の実情に即さない危険があることは避けがたく・・・、第2については、個人主義的傾向に関しては民主的教育の名の下に全体に対する関心と責任が著しく弱められ・・・、第3については厳しい国際的対立の中で日本を独立の国として立てていくところの危機教育としての意識が十分に認識されていないとして・・・、日本を独立国として列国の間に益々伸長させていくことを目指す独立国にふさわしい教育の方針ではあり得ないことは疑う余地がないと指摘した。

(()内は便宜上追加挿入)

(教育基本法の改正)

その後、中曽根内閣の下、総理府に設置された臨時教育審議会で、それまでの文部省対日教組という対立的枠組みでなく、政府全体として長期的視点に立った教育問題についての議論等を経て、平成18年12月、約60年ぶりに教育基本法の改正が行われた。

この改正は、教育をめぐる状況が大きく変化する中で道徳心や自立心、公共の精神、国際社会の平和と発展への寄与などについて、今後教育において一層重視することが求められるとして実施されたものである。

そこで、まず「公共の精神を尊ぶ」ことが明記され、「公」を忘れ「私」に偏りすぎた戦後教育の理念を修正するとともに、「豊かな情操と道徳心を培うこと」、「自国の伝統と文化を尊重し、それらを育ててきた我が国の郷土を愛する態度」を養うことが盛り込まれた。更に、「家庭教育」の条文が新たに設けられ、父母等の子供に対するしつけ教育等の責任、「宗教教育」では「宗教に関する一般的な教養」という文言も加筆され、一般的教養として宗教的情操の涵養も可能となったといえる。

こうして、法律上は大きな前進をみたといえるが、それを束ねる理念というべき道徳心について、「道徳心を培う」と明記されながらも教育現場においては、学習指導要領の規定により、道徳教育は学校の教育活動全体を通じて行うこととされ単一の教科とはならなかった(戦前では前述のとおり「修身」は筆頭教科として位置づけられていた)。これは「道徳」とは国から押し付けられるものではなく、本来、誰からも評価されない場合であっても当然のこととして行わなければならないもの、即ち、「価値観の押しつけ」、「心の問題は数値目標になじまない」との理由で見送られてしまった。

この教科とされなかったことで、国が明確な具体的道徳的価値観を示すことが重要であるにもかかわらず、教科書もなく文部省が作成した「心のノート」や各自治体、教科書会社が作成した「副読本」等が教材(資料)として使用され、教え方も学校単位で抽象的、おざなりとなり、これまた今日に至ってしまっている。

(教育再生会議・教育再生実行会議)



教育再生実行会議であいさつをする安倍総理(総理官邸HP)

平成18年10月、第1次安倍内閣の下に設置された「教育再生会議」は、「徳育を教科とし、感動を与える教科書を作る」ことを提言した。そして福田総理に報告された最終報告では、「第1次から第3次報告までに盛り込まれた項目については全て具体的に実行されてこそ始めて意味を持つ」とし、「直ちに実施に取りかかるべき事項」として「徳育の充実（「新たな枠組み」による教科化、多様な教科書・教材）」が提言されたが、安倍総理の退陣で求心力を失い、実現されず今日に至っている。

しかし、第2次安倍内閣の発足に伴い、平成25年1月、事実上、教育再生会議の復活といえる「教育再生実行会議」が設置され、いじめ問題や道徳の教科化等が検討されることとなった。この会議の開催にあたって安倍総理は「第1次安倍内閣においては約60年ぶりに教育基本法を改正し、教育の目標として「豊かな情操と道徳心を培うこと」、「伝統と文化を尊重し、我が国と郷土を愛する態度を養うこと」などを明確に規定した。・・・しかしながら、その後の教育現場は残念ながら改正教育基本法の基本理念が実現したとは言えない状況にある。いじめ・体罰に起因して子供の尊い命が絶たれるなどの痛ましい事案は断じて繰り返してはならない・・・」と述べている。

教育再生実行会議では、いじめ対策の他、教育委員会制度の見直し、教科書検定制度の見直し等々諸課題について、現在、幅広い検討が進められているが、いじめ問題等への対応については、既に提言が報告されている。同報告には「直面する具体的な課題について集中的かつ迅速な審議をし、今後も教育再生を実行するための提言を逐次行っていきます。提言を踏まえ政府が一丸となり社会総がかりで教育再生を実行していくことを望みます」とした上で、「心と体の調和のとれた人間の育成に社会全体で取り組む。道徳を新たな枠組みによって教科化し、人間性に深く迫る教育を行う。」こと等を提言している。正にこの速やかな実行が強く望まれるところである。そうでないと愛国心はおろか、いじめ、不登校、対教師暴力、学力低下、援助交際、少年少女による凶悪犯罪等、今日の社会事象はもはや猶予を許さない状況になっており、一日も早い教育の改革が必要かつ不可欠といえる故である。

既に廃止された戦前の教育の指導理念であった「教育勅語」は確かに根本理念に主権在君、天皇中心の国体思想が据えられており、その運用も軍事教育、軍国主義推進の国民統合の為に利用されたことから、そのままでは今日の民主主義社会にはなじまない。しかし、そこに謳われている孝行、友愛、夫婦の和、朋友の信、博愛、修学習業等々「12の徳目」自身は、日本の長い歴史の中で「より良く生きる」ために編み出された普遍性を持つものであり、今日の社会においても立派に目標として位置づけられるものといえる。

道徳教育において徳目主義はその徳目自体の抽象性、概念性から児童・生徒の行動力を上から規制しがちとの批判もあるが、目標が明確であり簡素な形で児童・生徒を指導できるメリットがある。是非、この徳目の活用が望まれるところである。

(3) 憲法改正

現行憲法は、「国民主権」、「基本的人権の尊重」、「平和主義」という基本原理を掲げ、民主主義体制を維持発展させてきた。この憲法が果たしてきた歴史的役割は高く評価されなければならない。しかし同時に、現行憲法は日本に主権がない状況下で作られたという成り立ちは免れることはできず、制定から半世紀以上が過ぎ、この間、冷戦構造が崩壊、テロ活動が活発化し、国内では政治の流動化が進むなど内外情勢が大きく変化した。

また、経済繁栄とそれに伴うひずみ、高齢化社会の到来、人権概念の広がり、価値観の多様化などがみられる。例えば、今日広く世の中で議論されているテーマを採ってみても、9条の問題のみならず、環境権、プライバシー権といった新しい基本的人権、個人主義偏重の是正、衆・参二院制の是非、首相公選制の導入、緊急事態への対応規定、道州制の導入、憲法改正手続きの基準緩和等々、様々な問題が採り上げられている。こうした問題の是非については、慎重な検討が必要なことはいまでもないが、その上で憲法の規範と現実のニーズにズレがあるものについては改正、加筆等の見直しが必要であり、いたずらに放置しておくことは許されない状況にあるといえる。

9条についていえば、一見すると「戦力の保持」や「交戦権」の一切を禁じているように見える同条の文言の下では、自衛隊のような実力組織の保持は許されないのではないかと受け取られかねない。しかし、政府は一貫して自衛権の存在は否定しておらず、憲法前文で確認している日本国民の平和的生存権や13条が「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」を国政上尊重すべきこととしている趣旨を踏まえ、外国からの武力攻撃によって国民の生命や身体が危険にさらされているような場合にこれを排除するために必要最小限度の範囲内で実力行使することまで禁じていないという解釈をとっている。国の安全保障の基本となる自衛隊の存在について、国内で解釈が分かれ不毛な議論が繰り返されてきたが、少なくとも国の存亡にかかわる基本的な問題に関する憲法の条文が解釈に混乱をきたすような表現にあること自体、決して好ましいことではない。そしてこのことが2(2)で前述したように前文において日本の安全と生存をもっぱら「平和を愛する諸国民の公正と信義」にのみ依存するという理想主義を強く打ち出していることとも重なり、防衛基盤の脆弱さを招き、我が国においてなかなか防衛意識の高揚が進まない最大の要因になっているといえる。こうした状態は放置すべきではない。

同時に政府は、これまで自衛のために行う実力の行使は、憲法9条の下で例外的に行われるものであり、自衛権発動のためには、①我が国に対する急迫不正な侵害があること、②これを排除するために他に適当な手段がないこと、③必要最小限の実力行使にとどまること、という三要件が必要であるとしてきた。

また、集団的自衛権については「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を自国が直接攻撃されていないにもかかわらず実力をもって阻止する権利」と定義し、我が国も国際法上主権国家である以上同権利を当然有しているが、「憲法9条の下で許されている自衛権の行使はわが国を防衛するために必要最小限度の範囲内にとどまるべきと解しており集団的自衛権の行使はその範囲を超えるものであり許されない」(第1の要件を満たしていない。)としてきた。更に、集団的自衛権を上述のように定義しつつ、仮に、自らは直接武力行使をしていなくても、他の者が行う武力行使への関与の密接性等から我が国が武力行使をしたと評価を受ける場合があり得る。例えば、米軍に対する補給、輸送、修理及び整備、医療、通

信等の支援措置は、それ自体武力の行使ではないが、戦闘地域との距離的、時間的要素を考慮し、戦闘行動に組み込まれるような形のもの、即ち典型的には、第一線への弾薬等の輸送支援、戦闘地域での医療支援活動などは、米軍の武力行使と一体化され、集団的自衛権の行使にあたるという、いわゆる「武力行使一体化論」を採り、極めて厳格に解してきている。

こうした経緯の中、安倍総理は、第1次安倍内閣の下に設置した自らの私的諮問機関「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」を再招集し、将来見通し得る安全保障環境の変化にも留意して安全保障の法的基盤について再度検討するよう指示、同懇談会はその後の検討を経て平成26年5月、憲法上「自衛のための武力行使は禁じられておらず、国際法上合法的な活動への憲法上の制約はないと解すべき」、また「これまでの政府の憲法解釈に立ったとしても自衛隊が行使できる『必要最小限度』の措置に集団的自衛権も含まれていると解すべき」、「この判断は政治が適切な形で新しい解釈を明らかにすることにより可能である」との提言を含む報告書を提出した。

安倍総理は同報告書を受け、政府・与党において具体的事例に即して更なる検討を深め、同年7月1日、これまでの解釈を変更して、骨子「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の権利が根底から覆される明白な危険がある場合に必要最小限の実力を行使することは憲法上許容される」として集団的自衛権の限定的行使を容認する等の閣議決定を行った。解釈改憲との批判のある中、この方針を受け今後安全保障法制の具体的整備が進められることになるが、その動向、進展が注目される。

一方、憲法改正に係る国民投票については、憲法に「国民に提案してその承認を得なければならない」旨規定されているものの、長年にわたり、その具体的実施手順が定めてこられなかった。しかし、平成19年5月、「日本国憲法の改正手続きに関する法律」が制定され（施行は平成22年5月）、同年8月衆・参両院に憲法審査会が設置された。その後、委員会規則の制定、委員の選任を経て、平成23年11月になってようやく両院での活動が始まり、爾来、憲法逐条に亘って各党の意見陳述等議論が進められている。

憲法の改正は、国会の発議を受けて国民が承認し、決定することであり、憲法を変えということとは国民一人一人が日本の歴史、伝統、文化を改めて見直し、それを踏まえてこれからの日本はどうあるべきか、将来に向かっていかに進んでいくかを考えることである。このため、国会の議論を促進させるとともに、併せて広く国民的議論を誘発、醸成させていくことが極めて重要といえる。

※各国における憲法改正の状況（出典：西修編著「日本国憲法25講」：八千代出版1994年改訂版・一部補充）

スイス きわめて頻繁に行われ、今日迄119回。イタリア 憲法改正を含む憲法法律は15回。

米国 1992年までに18回。ドイツ 現在までに41回。フランス 1993年までに8回。

オーストラリア 1991年迄に6回。その他、オーストリア、ノルウェー、ベルギー、メキシコは極めて頻繁に行われている。日本国憲法は極めて硬性的であり、半世紀以上無改正というのは異例中の異例といえる。

（上記調査は主に1940年代までの憲法を対象に行ったもの）

おわりに

我が国における防衛意識の現状をみる限り、敗戦に伴うGHQの占領政策におけるいわゆるWGIP（ウォー・ギルト・インフォメーション・プログラム）による我が国国民の精神的武装解除の影響が今なお国民を縛っているといわざるを得ない。この影響から脱却しない限り、江藤淳氏がその著書「閉ざされた言語空間」の中で指摘しているように、「日本人のアイデンティティと歴史の信頼はいつまでも内部崩壊を続け、同時に何時までも国際的検閲の脅威に曝される」こととなりかねない。事あるごとに生じている韓国・中国との歴史認識の違いによる外交関係の摩擦は正に国際的検閲を受けている具体的ケースといえる。

日本国民として自国の歴史・伝統・文化に対する誇りと自信を回復することが、まず我が国にとって不可欠といえる。歴史教育のあり方を含む戦後教育の改革や憲法改正といった課題については、幸い近時かつてない動きを見せている。しかし、これらの実現は、もとより一筋縄でいくものではなく、何より政治の安定と強力な政治指導力が求められる。と同時に、これを支持・支援する国民の力がその実現を左右することになる。

近年、戦後の教育等に率直な疑問を感じ、また、我が国を取り巻く厳しい安全保障環境と相俟って、我が国の防衛について問題意識を持つようになった国民が多くなっている中、防衛協会の「国民の間に“自分の国は自分で守る”という気概を醸成する」という活動は益々重要になってきている。

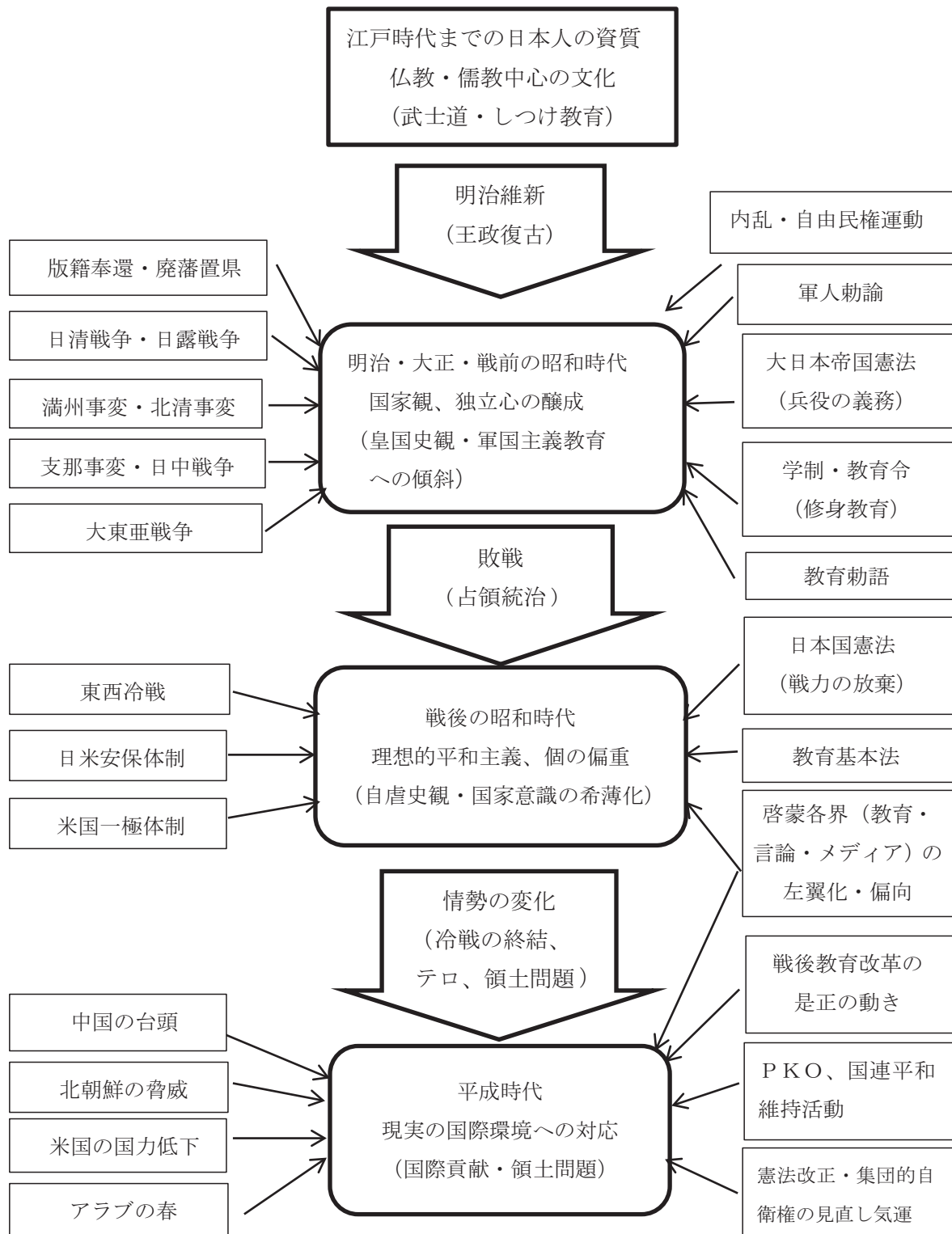
防衛協会としては連合会と各地の防衛協会が相互に連携して、さらには防衛協力諸団体とも交流を深めて、これまで実施してきている各種の施策について更なる充実を図りつつ、会員を主体に実施している事業にも幅広く周囲の人々に参加してもらうなどして防衛の重要性を理解してもらうとともに会員の増勢に繋がるよう、今後とも着実な努力を続けていくことが必要である。

同時に、縷々述べてきたような課題について、今後の国内の動きにも、会員一人一人がしっかりと目を向け、防衛協会会員としてはもとより日本国民としてその解決に向けそれぞれの立場で考え、ゆるぎない対応をしていくことが重要であり、この小冊子がお際の一助になれば幸いである。

（この小冊子は、当連合会の調査研究チームが、全く自由な立場でその知見に基づき編集したものである。）

- 参考文献 ○「アメリカの鏡・日本」ヘレン・ミアーズ、伊藤延司訳著
○「おじいちゃん戦争のこと教えて」中條高德著
○「憲法-21世紀に向けて」読売新聞社編資料監修西修著
○「日本人の誇り」藤原正彦著
○「閉ざされた言語空間-占領軍の検閲と戦後日本」江藤淳著
○「学制100年史」文部省編
○「日本国憲法の誕生」国立国会図書館HP
○「日本の防衛法制（第二版）」田村重信・高橋憲一・島田和久編著
等
掲載写真 ○ウィキペディア (Wikipedia): フリー百科事典

参考1：各時代における国を守る気概、愛国心涵養の内外環境の変化（近・現代）



防衛基盤の確立、個と公とのバランス、道徳的価値観の醸成が不可欠

参考2：各国の愛国心の特徴

出典：「日本人と外国人から見る愛国心について」（抜粋）（城西国際大学 国際交流学科 林 滯奈）

同書では、各国の愛国心について、それぞれ下記の参考文献から要旨次のように述べ比較している。

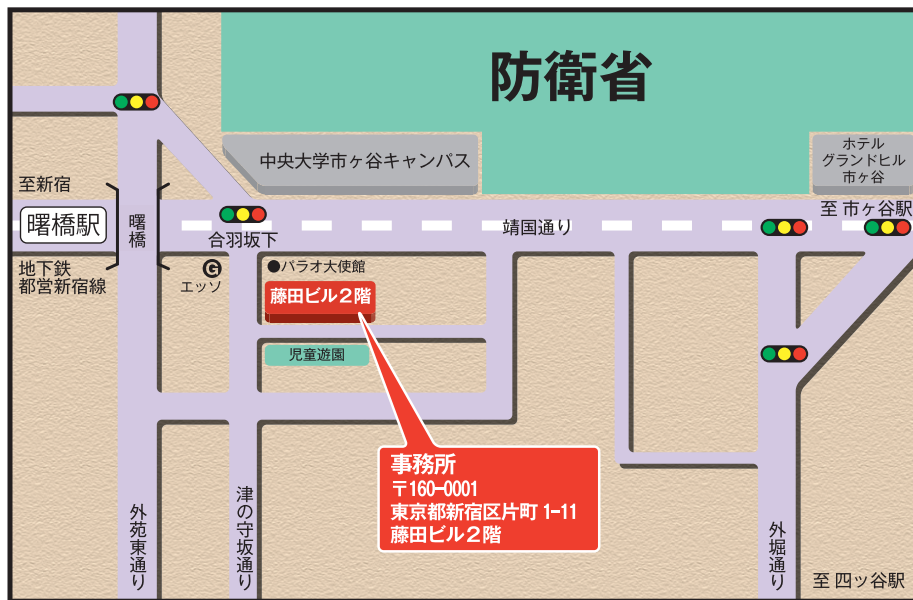
日本	<p>「愛国心」と言うとき日本人は、戦前・戦中の軍事主義が思い出され、それにとどまってしまう。大多数の日本人は、表立って「愛国心」と口にすれば、右翼と見られるのではないかという考えが頭をよぎり、日本を愛する心、日本人という仲間を大切にしたいという気持ちは持っているが、その気持ちを表現するのに「愛国心」という言葉が適切であるのかはよくわからないのだ。また、戦前のような先軍主義的愛国心を復活させたい保守右派層と、反対に共産主義、社会主義の影響を受け戦後になり以前の考え方、習慣などに強い拒絶反応を示す左派勢力が入り乱れ、第2次世界大戦後の日本では愛国心や愛国教育を語ることがタブーとなり多くの若者が愛国心についてまともに考えることなく、・・・</p> <p style="text-align: right;">（参考文献：ビル・トッテン 2008 『愛国者の流儀』PHP 研究所）</p>
韓国	<p>1980年代まで軍事政権だった韓国は戦後、愛国教育を徹底して行ってきた。そして近年はその過激な愛国心と結びついた反日感情が問題になることも多々ある。その強い愛国心の後ろには国防に対するリアルな覚悟も備わっており、それには韓国の徴兵制度がまちがいなく大きな影響を及ぼしているという。換言すると、韓国人の愛国心にはまちがいなく徴兵制度が大きく影響しており、その愛国心は時に反日感情に結びついてしまうほど過激なものにも変わるのである。</p> <p style="text-align: right;">（参考文献：造事務所（編） 2010 『こんなに違うよ！日本人・韓国人・中国人』 PHP 研究所）</p>
中国	<p>「中国における愛国の始まりは、四書五経のひとつ『大学』（紀元前430年ころ成立）にでてくる有名な言葉、『修身齐家治国平天下』と考えられる」。日本人の使う愛国と中国人にとっての愛国という言葉の意味は違っていて、中国でのほうがかなり重い言葉だと述べている。</p> <p>共産党の一党政治が続く中国では戦後、徹底した愛国教育が行われてきており、その過激な愛国心と結びついた反日感情が問題になることも多い。また現在、中国でも志願制であるものの徴兵制度があり、それが強い愛国心をもつということに大きく影響している。中国人にとっての「愛国心」とは人間にとって非常に価値の高いものであり、おとなになるための条件である。</p> <p style="text-align: right;">（参考文献：王敏 2005 「中国人の愛国心：日本人とは違う思考回路」PHP 研究所）</p>
米国	<p>どの国にも愛国心はあるものであろうが、アメリカ国民の示す愛国心（patriotism）は並大抵の「なまやさしい」ものではなく、イデオロギーあるいはイズムとしてのアメリカ至上主義と言ってもいいほど強い感情なのである。アメリカ人は他の国にはないイデオロギーまたはイズムとしてのアメリカ至上主義とも言えるほどの強い愛国心をもっている。愛国心は小学生の頃から教えられ、また星条旗に敬意を表すための法規もつくられている。そして、民族が異なっても、宗教が異なってもアメリカ人は愛国心を基に団結できるということである。</p> <p style="text-align: right;">（参考文献：永島啓一 2005 『アメリカ「愛国」報道の軌跡 9・11後のジャーナリズム』玉川大学出版部）</p>
仏国	<p>1944年、第二次世界大戦末期に、フランスの抵抗派（レジスタンス）が、ドイツ軍を相手に戦ったということから今も多くフランス人が、自分たちはナチスに抵抗し戦った偉大なレジスタンスの国であるというイメージを抱いている。どんなに小さな村に行っても、レジスタンス派を称える記念碑や慰霊碑、彼らにちなんだ名前をつけた道がある。フランス人にとって、様々な違いを超え、結束することができる共通のアイデンティティーが愛国心なのである。</p> <p style="text-align: right;">（参考文献：インターネット資料 熊谷徹 2007 『保険毎日新聞「フランス人の愛国心」』）</p>



全国防衛協会連合会

All Japan Defense Association

〒160-0001 東京都新宿区片町1-11 藤田ビル2階
電話：03-5919-8960 FAX：03-5919-8961
メールアドレス：jim@ajda.jp ホームページ：http://www.ajda.jp



●都営新宿線「曙橋駅」より徒歩3分

●JR線・丸の内線・南北線「四ツ谷駅」より徒歩10分

●JR線・有楽町線・南北線「市ヶ谷駅」より徒歩15分